

令和 8 年 2 月 25 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第5号)

令和 8 年 2 月 25 日 (水曜日)

出席議員 (55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

56 番 萩 原 清

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	観光スポーツ部	
副 知 事	関 昇一郎	国スポ・全障スポ	北 島 隆 英
副 知 事	新 田 恭 士	大会 局 長	
危機管理部長	渡 邊 卓 志	農 政 部 長	村 山 一 善
企画振興部長	中 村 徹	林 務 部 長	根 橋 幸 夫
企画振興部	村 井 昌 久	建 設 部 長	栗 林 一 彦
交通政策局長		建 設 部	室 賀 荘一郎
総 務 部 長	須 藤 俊 一	リニア整備推進局長	
県民文化部長	直 江 崇	会 計 管 理 者 兼	柳 沢 由 里
県民文化部	酒 井 和 幸	会 計 局 長	
こども若者局長		公 営 企 業 管 理 者	吉 沢 正
健康福祉部長	笹 渕 美 香	企 業 局 長 事 務 取 扱	
環 境 部 長	小 林 真 人	財 政 課 長	塚 本 滉 己
産 業 政 策 監	田 中 達 也	教 育 長	武 田 育 夫
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬	教 育 次 長	松 本 順 子
産 業 労 働 部	田 中 英 児	教 育 次 長	清 水 寛
営 業 局 長		警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
観光スポーツ部長	高 橋 寿 明	警 務 部 長	長 瀬 悠
		監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議 事 課 長	小 山 雅 史	総務課庶務係長	村 田 吉 弘
議事課企画幹兼	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 査	池 田 光
課 長 補 佐		総 務 課 主 査	東 方 啓 太
議事課委員会係長	風 間 真 楠	総 務 課 主 事	菊 田 彩 夏

令和8年2月25日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、萩原清議員から本日及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）皆様、おはようございます。東御市選挙区、改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、長野県と市町村の連携協働による行政体制の最適化についてお聞きします。

長野県は、北海道に次ぎ全国で2番目に多い77の市町村を抱えており、その多くが小規模な自治体です。急速な人口減少に伴い職員が不足する中、県と市町村の在り方を抜本的に見直すため、行政体制の最適化に向けた議論が進められてきています。

そして、昨年11月5日、第30回となる長野県、県市長会、県町村会各代表による県と市町村との協議の場において、今後の県・市町村の連携・協働による行政体制の最適化に向けた検討体制についての説明並びに意見交換が行われました。

昨年9月には、県内77市町村に対し、連携策の検討を進めるべき分野や事務並びに具体的な連携策の検討を進める際の連携の範囲や対応の方向性などについてヒアリングが行われました。特に、土木、建築、保健師などの専門職や複雑化するICTに対応できる職員の確保が困難という状況は、小規模町村に限らず、市によっては、課題ではないでしょうか。地元東御市にも

確認しましたところ、分野ごとの具体的な連携策の検討を行うため、保健事業の現状と課題、今後のワーキンググループの進め方などについて長野県より開催通知があったとお聞きしています。

そこで、3点質問いたします。

本県においても人口減少は加速しており、特に、小規模町村では、住民サービスを維持するための行政機能が限界に近づいているとの指摘がある中で、県は、令和6年から7年度にわたり、市町村に対してヒアリングや意向調査を実施しました。その結果を基に、行政体制の現状をどのように分析しているのか、伺います。

次に、行政体制の在り方や県・市町村の役割分担の議論の中で、今後も継続的に研究や協議をすることとしています。これまでの成果と、今後新たに取り組もうとしている分野は何か。以上2点を中村企画振興部長に伺います。

次に、今後は、水道や道路などのインフラ老朽化対策を含め、もはや市町村単独では対応が困難な分野も顕在化し始めている中で、10年後、20年後も持続可能な行政体制を維持していくためには、知事の強いリーダーシップが求められます。行政の在り方についてどのような姿を描き、最適化に向けて取り組んでいくのか。阿部知事に伺います。

次に、持続可能な信州農業の推進について村山農政部長に質問いたします。

高齢化や担い手不足に直面する地域の農地を10年後に誰がどのように利用するか、地域の話合いにより将来の農地利用の姿を設計図として明確化するため地域計画策定が進められ、現在は、地域の状況変化に合わせて内容を更新、修正するなど、随時見直しが行われています。

しかし、現場では、目標地図への筆ごとの落とし込みが難航している地域もあるとお聞きしています。地域計画のブラッシュアップに向けた市町村等への支援を今後進めていくとのことですが、集約化が困難と思われる中山間地域において将来にわたって持続可能な農業をどのように実現していくのか、伺います。

次に、農業者の減少により、中山間地を中心に利用されない農地の拡大が懸念されている中で、地域外から農業参入する企業が新たな農地の担い手の候補として期待されています。担い手不在による企業参入を推進するため、令和8年度予算で企業誘致事業費が計上されています。

生産者の高齢化が深刻な中、安定的な農業を行う上で、個人の新規就農だけではなく、資本力と雇用能力を持つ企業の農業参入は不可欠と言われていますが、県内の状況と今後の見通しについて伺います。また、企業の参入が農地の維持にどのように寄与していくとお考えか。併せてお聞きします。

次に、企業の農業参入で成果を上げている自治体では、例えば秋田県のかほ市のTDK、井関農機などの連携によるスマート農業のモデル化や、富山県氷見市では、県外企業との連携

により中山間地の農地を維持、再生し、遊休農地の解消に向けた取組など、農業委員会やJ A、行政が連携し、どの農地を企業に任せるべきかを明確にし、まとまった面積を提供できていることなどが成功の鍵となっています。

東御市では、2012年からワタミ株式会社がワタミファーム東御農場を運営し、有機農業でレタスやキャベツなどを栽培しています。栽培された有機野菜は、ワタミグループの全国の外食店舗で有機レタスとしてメニュー提供されたり、地域産野菜の価値向上、販路拡大に貢献されています。また、雇用の創出とともに、今年4月から研修を終えた社員が独立し起業するなど、地域の農業ネットワークに関わり、地域農業と共存、協力する取組が行われています。県内ではどのような取組状況か、伺います。

次に、長野県は、強みである高品質な農産物、豊かな自然環境、共生社会への共感を生かしながら、ノウフクJ A S取得の取組が進められています。今後、農福連携の取組をさらに進めるためには、農業者の理解と認知度向上が重要です。お試しノウフクも含め、農業者にとっても障がい者にとってもお互いにメリットになるよう、県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、異常気象や災害、農産物価格の下落といった農家の努力だけでは防ぎ切れないリスクによって経営が揺らぐのを防ぐための公的、準公的な支援制度であるセーフティーネットがあります。

一方、農地の貸借において、地主側の一方的な都合で返却を求められるケースがあると聞きます。借手が長期の農地利用を可能とするための対応策についてはどのようなか。以上、村山農政部長に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2点、市町村の行政体制の最適化に関係して御質問をいただきました。

まず、市町村の行政体制の現状についてでございます。

急速に人口減少が進む中、市町村の人的・財政的リソースは今後さらに不足することが見込まれています。令和6年度に実施した全市町村長へのヒアリングや令和7年9月に実施した市町村アンケートから、専門職員をはじめとする人材の確保、特に、公共インフラの維持管理や土木職員の確保、DXの推進、法制執務等の専門的事務への対応等に課題があるという認識が多くの市町村から示されています。また、消防や水道など従来から取り組んでいる広域化等の議論もさらに進展させるべきものと認識しております。

公務人材には限りがあります。ましてや、専門人材となるとさらに数が制限されます。もちろん単純には言えませんが、77という多数の市町村でこれを配分すると、当然個々の市町村は

他の県に比べても厳しい状況となります。このため、広域連携や補完をさらに進めていかなければならないということが我が県の現状と認識しております。

次に、行政体制に係るこれまでの成果と今後の取組分野について御説明します。

これまでも、県と市町村との協議の場をはじめとする県と市町村の議論を経て、広域的な連携の取組を推進してまいりました。例えば、保健師については、各市町村での計画的な職員採用の取組や広域連合での採用試験の共同実施などの市町村同士の連携に取り組むとともに、令和7年度からは県保健師の派遣を実施しております。

また、中心となる市がない木曾地域における県と市町村との連携体制の強化を図るため、来年度から県が木曾広域連合に参画し、公共交通及び広域観光の分野において、県、町村が一体となった取組を推進することとしております。

今後は、昨年11月の県と市町村との協議の場での確認事項に基づき設置した県・市町村の役割分担等を議論する行政体制最適化推進プロジェクトチームにおいて、まずは公共インフラの維持管理、保健事業の効率的な運営、法制執務等の専門的事務への対応から始め、さらなる連携強化に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には10年後、20年後も持続可能な行政体制を維持していくために、行政の在り方についてどのような姿を描き、最適化に向けて取り組んでいくのかという御質問を頂戴いたしました。

県知事として仕事をさせていただく中で、とりわけ、長野県は77の市町村があり、多様な活動が行われていること。また、特に小規模な町村が多いということを常に意識しながら仕事をさせてきていただいているところでございます。

そうした中で、御指摘のとおり、この行政の在り方、国、都道府県、市町村の関係性をどう再構築していくかということは、今非常に大きな課題だというふうに認識しております。

国においても、今年の1月に第34次地方制度調査会が発足いたしました。大きなテーマの一つがこの人口減少、あるいはデジタル技術の進展を踏まえ、持続可能かつ最適な行政サービスを提供するための国・都道府県・市町村の役割分担ということでありまして、私も議論に参画させていただいておりますので、現場の視点からしっかり意見を申し上げて、国、都道府県、市町村の役割の最適化が図れるようにしていきたいというふうに思っております。

また、令和6年末に策定いたしました信州未来共創戦略では、2050年の目指す姿として、広域連合や機関の共同設置などの仕組みを生かして、県・市町村及び市町村同士が協力して必要な住民サービスを提供していると。この姿の実現に向けて、市町村をはじめ県民の皆様方と一

緒に取り組んでいくことが重要だというふうに考えています。

3層構造で行政は行われているわけですが、いわゆる補完性の原理ということで、できるだけ住民に身近な市町村がいろいろな業務を担って、市町村でできないことは都道府県が、都道府県で難しいことは国が、そうした考え方が基本になっておりますけれども、御質問にもありますように、市町村単独ではなかなか今までの行政サービスを維持することが困難な局面も増えてきているというふうに思っています。

県民の皆様方への行政サービスの確実な提供ということを第一に考えながら、国、都道府県、市町村、それぞれの特性を踏まえて適切な役割分担をしていくことが必要だというふうに考えております。特に、今のような人口減少時代におきましては、広域行政の活用や、広域自治体としての我々都道府県の役割が極めて大きくなってきているというふうに思っておりますので、県としての責任、役割をしっかりと果たしていくことが重要だというふうに思っています。

長野県は、これまでも、県と市町村との協議の場で、市町村の皆さんと問題意識を共有しながら共に政策をつくり上げ、協力関係を築いてきたところでございます。

先ほど企画振興部長からも答弁申し上げましたように、今、行政体制最適化推進プロジェクトチームを立ち上げて、県・市町村の役割分担、連携協働に向けた具体的な検討を始めたところであります。長野県の特徴を踏まえて、長野県らしい県、市町村の関係性をつくっていきたいというふうに考えておりますし、また、国に対しても、こうした議論の中から出てくる課題を先ほど申し上げた地方制度調査会の場等も活用しながらしっかりと問題提起していきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には農業関係で5点御質問をいただきました。

まず、中山間地域における持続可能な農業をどう実現していくかについてのお尋ねでございます。

現在、地域計画における人と農地の将来像をより明確化するブラッシュアップに向けては、県として地域振興局に現地支援チームを設置し、地域ごとの課題や特性を踏まえた伴走型の支援を進めているところでございます。

特に、中山間地域では、担い手の高齢化、急激な減少、農地が不整形で狭隘、野生鳥獣被害による営農意欲の低下といった課題が特に顕著であることから、地域計画のブラッシュアップの支援を進める中で、地域全体で支え合う運営組織、農村RMOの形成等により地域住民が一体となって行う農地保全活動、地域特性に応じたスマート農業の広域的な導入、ゾーニングに基づく緩衝帯等の整備による野生鳥獣被害対策、さらに、単位当たりの収益性が高い作物等の

導入などの取組を後押しし、持続可能な農業を実現してまいりたいと考えております。

次に、企業の農業参入の状況と見通し、さらに農地の維持にどう寄与しているかのお尋ねでございます。

企業の農業参入は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等の状況を打開するため平成21年に農地法等が一部改正され、規制が緩和されたことから、増加してきております。農地を借りて他業種から参入した企業は、県の農政部調べでは、令和6年1月現在118社で、内訳は、食品関連産業やサービス業、製造業、建設業などとなっております。

近年は、特に食品関連産業において原料の価格・供給リスクを低減させ、自ら原材料生産を行う動きが見られることから、経営の多角化、新規事業の創出を目指す企業が増加している動きを踏まえると、今後も農業への企業参入は増加傾向が続くと見込んでおります。

企業は、十分な初期投資や、より計画的な経営が可能であることから、長期的な農地利用や農地の集積・集約化による経営の大規模化など、農地の維持を図る一担い手としての役割を果たすものと考えております。

次に、農業への企業誘致に関する県内の取組状況についてでございます。

県内に参入する企業からの相談に対しては、各市町村、農業委員会、JA等が相互に連携しながら、地域や関係者との合意形成や農地の手続等の調整に取り組んでおり、一部の市町村においては、企業に対してまとまった農地を提供することで誘致に成功している事例がございます。

一方で、県内の企業誘致の取組の多くは待ちの姿勢であり、必ずしも企業にとって十分とは言えないことから、県では、来年度、企業に対して迅速な情報提供を行うため、地域の合意形成を経た上で企業が活用できるまとまった農地などの情報を記載した農地カルテの整備を行い、積極的な企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、農福連携の今後の県としての取組についてのお尋ねでございます。

農福連携の推進においては、雇用側である農業者の理解を深め、障がいのある皆さんに安心して作業をしていただくことが重要です。このため、県では、農福連携の取組事例を紹介する研修会の開催により農業者の理解醸成を図ってまいりました。取組を進める中で、実施はしてみたいものの、作業の指示方法が分からないなどといった不安の声が寄せられたことから、まずは農業者に実際に体験してもらうお試しノウハウにより心理的なハードルを下げることで持続的な取組につなげてきたところでございます。

これらの取組に加え、今後は、新たに、障がいのある方々の特性を踏まえた関わり方を栽培品目に応じて学ぶ、より実践的な研修会の開催や、専任のコーディネーターによる継続的なフォローアップを体系的に実施し、農福連携を知っていただく段階から継続的に取り組んでい

ただく段階まで、総合的にサポートしてまいります。

最後に、長期の農地利用を可能とする対策についてのお尋ねでございます。

昨年3月までの市町村を通じた農地貸借事業では、貸借期間が1年から3年程度の短期の契約が多く、貸付者となります地主の意向で契約更新ができない場合に借受け者の農業経営に影響があった事例を承知しております。

そういった中、昨年の4月からは、地域計画による効率的な農地の集約を加速化させるために、農地の貸借は原則農地中間管理事業に一本化され、貸借期間は借受け者の経営の安定、発展に配慮し、10年以上または5年以上の長期の契約を基本としており、特に果樹等の永年作物を栽培する場合はそれ以上の長期の農地利用を可能とするため、21年未満の期間も設定できるようになっているところでございます。

なお、権利設定の解除は、やむを得ない理由により申出があった場合で、貸付者と借受け者双方の同意がなければ契約は解除できないこととなっております。

引き続き、県は、農地中間管理機構と共に、市町村や農業委員会と連携しながら、トラブルが発生しないよう、契約時において丁寧な制度説明を心がけてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

県と市町村による行政体制の最適化を目指す上で、県民が県内どこに住まれても住民サービスの質を落とすことのない行政体制の再編を、阿部知事のリーダーの下、全市町村が一体となって着実に進めていただきたく要望いたします。

また、農水省は、集落営農やJA生産部会など顔の見える小さな単位での話し合いを奨励しています。持続可能な信州農業の推進を図るため、認定農業者に限らず、多様な担い手、また、農地利用に関心のある民間企業が参加することも、将来の農耕作者を確保できる可能性があるとしています。

先ほど答弁いただきましたが、市町村と共に、農業委員会や農地中間管理機構、土地改良区などに引き続き参加してもらうことも重要ではないかというふうに思いました。どの農地も取り残さないための取組に全力を尽くしていただきたく要望し、次の質問に入ります。

子供・若者の意見表明の推進についてです。

こども家庭庁は、こども基本法における年齢や発達に応じて子供の意見表明機会の確保や子供の意見の尊重を基本理念として挙げ、「こども若者★いけんぷらす」と称することも・若者意見反映推進事業を推進し、多様な子供・若者の意見を聴取し政策に反映するための仕組みが盛り込まれました。こども若者★いけんぷらすメンバーは、全国の小学校1年生から

20歳代ならいつでも誰でも登録でき、令和7年3月現在で約4,500人が登録されています。

一方、本県は、若者に選ばれる県を目指し、2024年度からこども若者局が本格始動しており、こども・若者モニター制度を通じて政策に対する直接的な意見反映を行っており、行政の意思決定プロセスへの若者参画を強化しています。実際、知事との対話会が行われたり、次期子ども計画の策定に当たり、モニターの意見や対話会により若者の声が政策に盛り込まれたとのこととです。

意見反映の実現に向けて、これまで長野県こどもモニターなどの取組を行ってきていますが、子供・若者から集まった意見が実際にどのように県政に生かされ、改善に結びついたのでしょうか。

昨年行われた子ども・若者の意見の施策反映に関する18歳以上の県民アンケート結果報告によりますと、施策反映の必要性を感じる県民は76%、そう思わない県民は24%。一方、意見の施策反映に対する実感を持たれた県民は19.5%、実感が持てない・分からない県民は80.5%でした。子供・若者の意見が政策にどのように反映されたのか取組が見えにくい。また、県の取組が子供・若者に認知されていないといった課題が見えてきています。

そこで、酒井こども若者局長に質問いたします。

こども・若者モニター制度や信州若者みらい会議等によりこれまでの事業や政策に反映された具体的な事例はありますか。また、課題解決に向けて、将来を担う若者の意見を反映させる新たな取組について伺います。

次に、こども家庭庁では、子供や若者の意見表明反映のサポートのため、事前の情報提供や地域に出向いてファシリテーターによる研修等を実施しています。長野県においても、ファシリテーターの養成や研修会を行い、国で実施しているこども意見ファシリテーター養成講座を活用し、子供・若者の意見を生かせる専門性の高い人材を育成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、子供たちの声を待つのではなく、出向いて聞くことが重要であると考えます。若者の社会参画を促すため、行政や企業等に対して信州をよりよくする提案を行う場を設け、若者、高校生などの居場所の設置を促進するため、県内へのユースセンターの設置、拡大に対する予算が計上されています。例えば、県職員がユースセンターなどに赴き、日常の何気ない困り事を政策課題として吸い上げることに取り組むべきと考えますが、御所見を伺います。

次に、令和6年度から児童養護施設や里親家庭などで暮らす子供たちの社会的養育における意見表明等支援事業、アドボカシーが強化されています。施設職員や里親に対し子供の権利や意見表明の重要性についての理解をさらに深めることが必要であると考えますが、現状と今後の取組につきまして、以上4点、酒井こども若者局長に伺います。

次に、学校における食育の推進と栄養教諭の役割について質問いたします。

本県は、健康長寿長野県として全国に名をはせております。その基盤は、長年の地域における食生活改善運動や学校での充実した食育にあります。しかし、県の第4次食育推進計画によりますと、20代から30代の若い世代における朝食欠食率の増加や郷土料理の継承不足が課題として挙げられています。

社会環境が大きく変化した現在において、児童生徒が健全な食生活を実現することの大切さと、学校現場において食育の司令塔となる栄養教諭の役割はますます重要となっています。栄養教諭は教育の専門家であり、単に給食の献立を作成するだけでなく、授業を通じて食の大切さを伝える役割を担っています。

そこで、武田教育長、村山農政部長にそれぞれ質問いたします。

学校教育における食育をどのように位置づけているのか。武田教育長に伺います。

栄養教諭は、単なる給食管理だけでなく、学級担任等と連携した食に関する指導を行う教育職です。本県の小中学校における栄養教諭の配置状況と役割について武田教育長に伺います。

食育の年間指導計画はどのように策定され、授業や給食指導と連携しているのでしょうか。また、栄養教諭の専門性を最大限に生かし、学校、家庭、地域が一体となって食育を推進することが求められています。今後どのような方向で取り組んでいくのでしょうか。併せて武田教育長に伺います。

次に、児童生徒の食物アレルギー対応や特別食の提供において、栄養教諭の役割は十分に果たされているのでしょうか。また、子供の肥満や偏食、朝食欠食などの課題に対しどのような指導、また支援を行っていますでしょうか。武田教育長に伺います。

長野県ならではの豊かな食材や郷土料理を教材として活用する視点から、県産食材の活用を進めるべきと考えます。学校給食における県産食材の活用率目標に対する現状と利用率を高めるための取組について、村山農政部長に伺います。

最後の質問です。学校給食への地場産物導入には、供給体制や価格面での課題も指摘されています。市町村教育委員会が生産者と学校をつなぐコーディネーターとして機能しつつ、子供たちが信州の食に誇りを持てるような授業を推進するなど、学校側が主体となって栄養教諭を中心に食育に取り組むことが重要であると考えますが、御所見を武田教育長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には4点御質問をいただきました。

まず、子供・若者の意見を県施策に反映した事例と新たな取組についてです。

県では、これまで、子供・若者の意見を施策等へ反映したり社会参画を推進するため、こども・若者モニター事業や信州若者みらい会議、信州みらいフェス等を行ってまいりました。い

ただいた御意見を県施策へ反映した例としては、令和6年度のモニター事業で実施したユースセンターについて学ぶ高校生等との意見交換を契機に、信州未来共創戦略に基づく県のアクションにユースセンターの設置促進を位置づけました。

また、令和6年度のみらい会議、みらいフェスでの長野県の魅力発信・認知拡大をテーマにした政策提案を踏まえ、今年度から新たに若手インフルエンサーを活用した広報事業を開始したところです。

一方で、子供・若者が意見を表明したり主体的に活躍できる場はまだ十分ではないと考えており、来年度のみらい会議、みらいフェスでは、若者主体で政策形成等に影響力を及ぼす組織、ユースカウンスルの設立を共通テーマとし、今後の設立に向けて検討を進めていく予定です。

このほか、全ての子供・若者が日常的に意見を表明しやすく、その声が施策に反映される新たな仕組みの構築についても、今後、国や先行自治体の事例などを参考にしながら検討してまいる予定です。

次に、子供・若者の意見を生かせる専門人材を育成することについてです。

こどもまんなか社会の実現に向けては、子供・若者が安心して意見を表明できる環境づくりが重要です。この環境を整備する上で、その意見表明を支える専門人材を育成することは意義深い取組であると考えております。

こども家庭庁では、子供・若者の居場所の職員、支援関係団体、学生等を対象に、議員御指摘のファシリテーター養成講座を開催し、ファシリテーターの役割や傾聴スキル等をグループワークも行いながら学び合う機会を提供しているところです。

県では、今後、子供・若者が意見を表明したり、その意見を県の施策等へ反映するための取組を強化してまいります。その際には、議員から具体的に御提案いただいた点も十分検討の上、進めてまいります。

続いて、子供・若者の声を県職員が出向くなどして幅広く吸い上げる取組についてです。

子供や若者の意見表明の機会の創出は、自己肯定感を高めたり、社会の一員としての主体性を育むとともに、子供・若者を権利の主体として捉え、その意見やニーズを行政の施策等に反映する上でとても重要と考えます。その際には、多様な手法を組み合わせながら、声を上げにくい状況の子供や若者を含め、意見を聞くことが大切です。

県では、これまで、こども・若者モニター事業で、中高生等を対象に、若者が活躍できる社会づくり等をテーマに意見交換の場を創出したり、県審議会の委員への参画促進や信州若者みらい会議の開催等で広く聴取してきたところです。

一方で、これらの取組は、自主的かつ参加型のものが中心であったため、今後は、議員の御提案も参考にさせていただき、ユースセンターや信州こどもカフェ等子供の居場所における直

接、間接の意見聴取、さらには、オンライン活用による意見聴取など、多様な方法を幅広く検討してまいります。

最後に、施設職員等が子供の権利や意見表明等の重要性への理解を深めることについてです。

家族と離れて施設等で暮らす子供の最善の利益を実現する上で、施設職員や里親などが子供の意見や思いを丁寧に聴き取り、支援や養育に生かすことはとても重要です。

県では、今年度、意見表明等支援事業により、第三者の支援員が、児童相談所の一時保護所、児童養護施設計4か所及び里親宅を訪問し、子供と触れ合いながら話を聞き、子供の声を関係機関へつなげるなどをしております。この訪問先の施設からは、職員が子供の声を聞く必要性の認識や姿勢が高まったなどと評価をいただいております。

また、施設・里親関係者等には、弁護士やケアリーバー等による子供の権利や意見聴取に関する研修も行い、昨年度の事業開始以降、延べ14回の研修会に318人御参加いただいたほか、子供の権利の内容を学ぶ権利ノートを配付するなど取り組んでまいりました。

今後も、関係機関との連携を一層強化して、施設職員や里親を対象とする子供の権利等に関する研修や広報の充実及び施設や里親の元で暮らす子供が意見表明しやすい環境の整備を進め、子供が安心して自分らしく暮らせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）学校における食育の推進と栄養教諭の役割について5点質問をいただきました。

まず、学校教育における食育の位置づけについてでございます。

学校教育における食育は、子供たちが食に関する正しい知識や理解、態度、実践力を身につけ、自ら食生活を考え、望ましい食習慣を実践できるようにすることを目的とし、教育活動全体を通して行うものでございます。

県教育委員会といたしましては、地域の地場産物や伝統的な食文化への理解を深める活動や子供たちが地元農家との交流を行う活動等、地域と密着した食育を重視して取り組んでいるところでございます。

続きまして、小中学校における栄養教諭の配置状況と役割についてでございます。

小中学校の栄養教職員については、義務標準法に準拠して児童生徒数を基準に決定しており、本県では、栄養教諭131名、学校栄養職員31名の計162名の栄養教職員を配置しているところでございます。

具体的な配置に当たっては、地域バランス等を総合的に勘案し、市町村教育委員会とも協議しながら、学校における食育の推進が効果的に図られるよう、適切な配置に努めているところ

でございます。栄養教諭は、学校における食育と給食管理を専門的に担い、学校全体での食育推進をリードする中核的な役割を果たしていると認識しているところでございます。

続きまして、食育の年間指導計画の策定方法と今後の食育推進の方向性についてでございます。

食育の年間指導計画は、地域の実情や願い、学校教育目標を踏まえ、栄養教諭や栄養職員が中心となり全職員で作成しております。家庭科や学級活動、総合的な学習の時間などに関連させながら、各学校が工夫して実践しているものと承知しております。

また、各学校では、学校保健委員会を設置し、PTAや地域の皆様と共に望ましい食育の在り方について協議する機会を設けているほか、PTAを中心に給食試食会などが行われており、これらの取組をさらに充実させることが重要だと考えております。

今後の食育推進については、引き続き栄養教諭の専門性を生かしながら、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒が自ら健康的な食習慣を身につける力の育成に取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、食物アレルギー等への対応と健康課題に対する指導や支援についてでございます。

栄養教諭は、養護教諭と連携し、生活管理指導表による医師の診断に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒の状況把握や特別食の提供を含めた個別の取組プラン等を作成しております。また、関係教員や保護者とも連携を図り、安心・安全な給食提供体制が確保されるよう取り組んでいるものと承知しております。

また、子供の肥満、偏食、朝食欠食などの健康課題を持つ児童生徒に対しては、身体測定結果などを基に、養護教諭と連携した個別指導や食生活の改善指導などを行っております。

県教育委員会といたしましては、本年度実施した児童生徒の食に関する実態調査の結果を基に学校と課題を共有し、学校全体で食に関する指導の充実が図れるよう支援をしております。

最後に、学校が主体となって食育に取り組むことについてでございます。

議員御指摘のとおり、学校給食への地場産食材の導入を進めるには、市町村教育委員会が生産者と学校をつなぐコーディネーターとして機能することが重要であると考えております。

学校においては、地域の食材や食文化について理解を深める授業を教科横断的に展開しているところであります。例えば、ある中学校では、栄養教諭が家庭科の教員と連携しおやきづくりに取り組んだ際、生徒からは、思っていたより簡単で家にある食材で作れるのでまた作りたい。地域のものを使って作るから安心感がありおいしかったなどの声が寄せられ、地域の食への関心や親しみが高まったと聞いております。

県教育委員会では、こうした学校の取組が着実に進むよう、関係機関と連携しながら、学校

給食における地産地消と食育の推進に努めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には学校給食における県産食材の活用目標に対する状況と利用割合を高める取組についてのお尋ねでございます。

県では、第4期長野県食と農業農村振興計画において、令和9年度までに学校給食における県産食材利用割合を金額ベースで75%とする目標を掲げて取組を進めており、令和6年度は68.1%と、近年物価高騰の影響等で横ばいの状況となっているものの、全国的には高い水準にあるところでございます。

目標達成に向け、県では、元栄養教諭などの専門家をこれまで11校に派遣し、調理場の課題解決に向け支援したことで、農産物直売所とのマッチングや計画的な生産による安定調達の仕組みが整い、地場産食材の利用割合が向上する成果が出てきております。

引き続き、地産地消の推進や食育の充実の観点から、県教育委員会と連携し、学校給食における県産食材の利用割合向上に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）ただいまはそれぞれに御答弁をいただきました。

子供・若者意見表明の推進につきましては、単に声を聞くだけではなく、意見を聞いた結果をフィードバックすることで自分の発した声に責任を持ち、自己肯定感や自己効力感を育てることができるのではないのでしょうか。

今回、若者の声が反映された21組の若手インフルエンサーの活用や、子ども計画に盛り込まれた意見提案など、若者の発信力、提案力に期待をするとともに、次期県民アンケート調査に生かされるよう広く県民に広報し、情報共有を丁寧をお願いいたします。

食育推進につきましては、健康教育の一つである食育は、学校長の理解を得て、学校、家庭、地域が一体となって学校ぐるみで取組を推進することが大事です。今年4月から、公立小学校の給食費支援として抜本的負担軽減の取組が始まります。食材の質を落とすことなく、子供たちが信州の食を誇れるような安全でおいしい食事の提供をお願いさせていただきまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂です。私は、今回は外国人政策など3項目について質問をいたします。

まず、外国人政策についてであります。

知事は、外国人との共生社会の実現について発言することが多々あります。大いに評価するものであります。

外国人は、様々な場において地域社会を支えており、今やなくてはならない存在となっております。また、外国人が持つ多様な文化や経験は、地域社会や経済などにプラスの影響を与えているところでございます。

今、県内に暮らす外国人は4万7,000人となっております。10年前と比べ5割以上も増加しております。特に、最近では、ベトナム、フィリピン、インドネシアの方々が増えておりまして、多国籍化が進んでいるところでございます。

そこで、知事にお聞きいたします。

持続可能な地域社会を築くためには、地域住民と外国人住民が互いに理解し、支え合う共生社会の実現が不可欠でありまして、外国人住民の生活実態を踏まえて、日本語教育や生活相談、医療・福祉における多言語対応や、通訳サービス、通訳ボランティアの充実など、本県における多文化共生の取組を着実に進めていく必要があります。県の多文化共生の現状と課題をどのように認識し、今後県としてどのように対応していくのか、伺います。

次に、外国人児童生徒への教育支援についてであります。

長野県では、外国人の増加に伴いまして、外国人児童生徒への日本語指導が急務となっております。また、現状では、日本語指導はボランティア活動に多くを頼っている状況にあります。

そこで、教育長に以下2点をお聞きいたします。

一つ目。外国人児童生徒への教育支援に関して、県の施策の現状と課題をどのように分析し、今後具体的にどのように対応していく方針でしょうか。また、公立学校における日本語指導教室の設置について、今後具体的にどのように進めていく方針でしょうか。さらに、外国人児童生徒に対する初期の日本語指導が重要であります。今後具体的にどのように対応していく方針か、伺います。

二つ目。日本語指導ができる教員や専門人材の確保が課題となっておりますが、人材確保の現状と課題をどのように分析し、今後県としてどのように対応していく方針でしょうか。また、大学や地域団体等と連携して人材を確保育成する仕組みをつくることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、県民文化部長にお聞きいたします。

地域での日本語教育を主としてボランティアに依存している状況を改善するため、行政の関わりを拡充していく必要がありますが、県として公的な対応をどのように拡充していくのか、伺います。

次に、国際理解の促進についてであります。

良好な国際関係の維持発展を図ることが困難な状況の中で、地域に根差した国際交流が重要であります。長野県では、韓国江原道との交流などで大きな成果を上げております。県以外にも外国の都市との友好交流を行っている市町村がありますが、交流を継続、発展していくことが重要であります。

また、外国からの教育旅行による農家民泊や高校生の海外留学なども重要と考えます。伊那市におきましては、最近インドネシアからの中高生の教育旅行が増えております。農家民泊は、外国の子供たちが地域文化や生活習慣を理解することができます。また、地域住民にとっても異文化交流の機会となり、相互理解が深まると考えます。

そこで、企画振興部長にお聞きいたします。

国際理解を深めるためにも、農家民泊、地域間交流などの市民レベル、地域レベルの国際交流は大変重要でありまして、今後さらに推進すべきと考えますが、県の施策の現状と課題をどのように分析し、今後どのように充実していく方針でしょうか。

次に、県民文化部長にお聞きいたします。

学校や地域での交流イベントへの支援など、地域住民と外国人住民との交流促進が課題であります。これに関する県の施策の現状と課題をどう分析し、今後具体的にどう対応していく方針でしょうか。

次に、教育長にお聞きいたします。

将来、外国人住民との交流の推進役となり得る人材を育成するためにも、高校生の海外留学が大変効果的であることから、留学経験者をさらに増やすべきと考えますが、今後具体的にどう対応していくのか、伺います。

次に、外国人による土地取得であります。

国の安全保障の面で、外国人等が関わる土地に関ししっかりとした制度をつくるべきとの意見があります。伊那市におきましては、外国人による農地取得を見ますと、令和6年度は5筆で0.8ヘクタール、令和7年度は昨年11月末時点で228筆、2.7ヘクタールと急増しております。こうした中で、市民や地域の農家の皆さんが不安を抱いております。

日本においては、WTO（世界貿易機関）のGATS、サービスの貿易に関する一般協定に基づき外国人による土地取得を規制することはできないため、外国人はほぼ無条件で土地を取得できます。

2021年3月には、長野県議会は、国土保全の取組の更なる推進を求める意見書を議決し、森林、水源地、農地等を含め、国民の安全・安心な生活に関わる土地について、所有者や利用目的等の実態を把握するための体制を早急に整備することなどを政府に求めたところであります。

2022年には、重要土地等調査法が施行され、外国人による土地取得や利用状況を調査できるなど一定の所有や利用を規制できるようになったところであります。

2023年の農地法の改正によりまして、農地法の許可申請書に国籍等の記載が必要になりました。あわせて、中長期在留者は在留資格を記載することが求められたのであります。

2025年4月からは、短期滞在資格の外国人による農地取得については原則禁止となっております。

私は、外国人がほぼ無条件で土地を取得できるとしても、所有者や利用状況等の実態を把握するための体制づくりは必要と考えます。特に、農地の多い長野県においては、農地の適正管理、景観の保持等のためにも農地に関する情報管理は重要と考えております。

そこで、農政部長に以下3点お聞きいたします。

一つ目。外国人による農地取得について、県内における取得件数、取得面積の経年変化の実態はどうなっておりますか。

二つ目。農地を取得するには市町村農業委員会の許可が必要であります。外国人等による不適正な農地取得を防ぐため審査を強化すべきと考えますが、現状を伺います。

三つ目。外国人等が農地を取得後、不適正な使用をすることも想定されます。これを防ぐには、管理状況を定期的に把握することが重要であると考えますが、管理状況はどのように把握しておられるでしょうか。また、営農が適切に行われていない場合の対応について伺います。

以上で外国人政策についての質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、外国人政策に関連して、県の多文化共生の現状と課題をどう認識し、今後県としてどう対応するのかという御質問をいただきました。

県では、令和2年に長野県多文化共生推進指針2020を策定し、多文化共生の推進に取り組んでいただいております。これまで、日本語や文化、生活習慣等を学べる市町村の日本語教室の開設支援や県によるオンライン日本語教室の開催、長野県多文化共生相談センターの設置、電話での医療通訳制度の導入など、日本語教室や相談体制の充実に努めてきたところでございます。

こうした中、外国人の増加に伴い、従来の体制では対応が難しくなっているというふうに認識しております。今後の施策構築に当たりましては、外国人の数や年齢構成等の将来推計も踏まえた中長期的な視点が必要になってきているというふうに考えています。

現在、県では、日本人、外国人それぞれを対象にした県民アンケート調査を行っているところでございますが、今後は、アンケートの結果や様々なデータを基に、外国人政策検討懇談会や多文化共生推進本部において議論を深め、将来を見据えて施策の充実に努めてまいります。

あわせて、地方自治体が多文化共生施策をさらに推進していくためには、国が外国人受入れに関する基本戦略を策定し、示していただくとともに、その根拠となる基本法の制定や財源の確保など制度面の基礎を整えていただくことが不可欠だというふうに考えております。全国知事会も活用して、国に対し必要な対応を引き続き求めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には3点の質問をいただきました。

まず、外国人児童生徒への日本語指導体制の現状と今後の充実についてでございます。

外国人児童生徒の教育支援については、日本語指導が必要な児童生徒18名につき1名の教員を配置する基準に基づき、現在、県内では31名の教員を加配し、日本語指導教室を開設して、生活面、学習面の基盤となる日本語について支援をしているところでございます。

一方で、母語の多様化が進む中、複数の言語に対応する教員の専門性を十分確保できないこと、また、日本語指導に関する専門的な知識や技能を有する教員が依然として不足していることが課題でございます。こうした課題に対しては、専門性を有する有識者を講師に迎え、教員研修の充実を図るほか、市町村や民間団体等と連携し、子供が安心して言語能力を育むことができる支援体制の構築を進めてまいります。

日本語指導教室の設置については、今後も各学校や市町村教委の実情を丁寧把握し、児童生徒の受入れ状況を踏まえながら、必要に応じて設置を検討してまいります。

日本語初期指導については、令和8年度から大学教授等の専門家を含む外国人児童生徒等支援キャラバン隊を組織し、学校現場のニーズに応じて伴走支援を行う予定でございます。また、外国人児童生徒が日本の学校に定着するには初期指導が重要であることから、初期指導が実施できる仕組みづくりを進めてまいり所存でございます。

続きまして、日本語指導ができる人材確保の現状及び今後の対応についてでございます。

先ほど申し上げたとおり、外国人児童生徒の母語は年々多様化しており、この状況に十分対応できる教員や専門人材の確保は依然として大きな課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、県教育委員会では、令和8年度実施の教員採用選考から、登録日本語教員の資格を有する方を対象とした選考枠を設け、専門性を持つ人材確保の強化を図っていくところでございます。また、留学生等の外国人が児童生徒に対し日本語指導することも有効であると考えているところでございます。

多様な人材が参画できる体制を整えるには、県教育委員会のみでは完結できないことから、県庁内の関係部局や市町村教育委員会のほか、議員御指摘のように、大学や地域団体等を含めた仕組みは効果的と考えますので、今後検討してまいり所存でございます。

次に、海外留学経験者をさらに増やすことについてでございます。

議員御指摘のとおり、高校生の海外留学体験は大変有意義であると認識しております。県教育委員会は、高校生の海外渡航費用の一部を支援する信州つばさプロジェクトを平成30年度から実施し、令和6年度は147名の高校生が海外留学をしたところでございます。参加した生徒からは、海外を知ることによって長野県のよさを再認識し、地域の活性化に意識が向くようになったなどの声が寄せられているところでございます。

信州つばさプロジェクトや海外大学に在学する方のオンラインでの情報提供等を通して、海外留学者は着実に増加傾向にあると認識しております。引き続き高校生の海外留学への関心を高め、留学生の増加に努めてまいります。

また、義務教育段階において、令和8年度からWe Are Astra!事業により海外への関心や理解を深める取組を進めていく予定でございます。海外留学の疑似体験プログラムの実施、県内大学等に在籍する留学生との交流など海外との関わりを身近に感じられる機会を提供し、国際的な視野を育む取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点御質問を頂戴しております。

最初に、地域日本語教育の行政の関わりへの拡充についてのお尋ねでございます。

日本語教室は法律に基づく設置にはなっておらず、活動を支える財源も十分ではないため、現在地域の日本語学習の多くはボランティアの熱意に支えられており、その持続性を確保するために行政が一定の役割を果たすことが必要と考えております。

これまで、県では、市町村による日本語教室の開設を支援することに加え、地域日本語教育コーディネーターを配置し、民間の日本語教室と市町村との連携強化などに取り組んでまいりました。また、全国知事会を通じて、日本語教育を含む多文化共生施策を地方が推進するために必要な法整備と財源の確保について国に要望してきたところでございます。

こうした中、政府が本年1月に改定した外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策では、在留外国人や帯同家族が日本語や我が国の制度、ルールを学べる新たな学習プログラムの創設を検討することが新たに示されました。県といたしましては、こうした国の動向を踏まえ、行政の関わり方について検討を進め、地域日本語教育の拡充に努めてまいります。

続きまして、地域住民と外国人住民との交流促進に係る現状、課題の分析と今後の対応についてでございます。

全ての県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、日本人と外国人が交流し、対話を通じて相互理解を深めていくことが重要であると認識しております。

昨年度、信州未来共創戦略策定に向けて県が実施した外国県民との意見交換では、イベントや文化交流など交流の場が欲しい、あるいは日本語教室などでもっと日本人と交流したいといった声を多くいただき、こうした交流の機会をいかに創出していくかが課題であると受け止めております。

県では、これまでも、交流促進を目的として、日本語等の学習を通じて地域住民と外国人住民が関わり合う人材連携型教室の設置支援に取り組んでまいりました。加えて、今年度、新たな取組として、2050年の地域の将来像について日本人と外国人が共に語り合う多文化共生MIRRAI会議を7月と11月に開催したほか、サーカスを通じた文化芸術の振興と、地域住民、外国人住民の交流を目的としたつながるサーカス・ワークショップinこまがねを県文化振興事業団と共に先月開催したところでございます。

県といたしましては、これらの取組を継続いたしますとともに、来年度は市町村等を対象としたパイロット事業を新たに実施し、地域において対話や交流が促進されるよう支援をしてまいります。さらに、その成果を長野県外国人政策検討懇談会で検証、共有することにより、県内全体での促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には国際交流に係る県施策の現状と課題、今後どのように充実させていくかについて御質問をいただきました。

長野県は、長野オリンピックの際に県民一人一人が世界とつながった経験を持つ国際交流にポテンシャルのある地域です。住民・地域レベルの国際交流の課題として、ふだんと異なる文化と触れ合う国際交流というものの性質上、意識的に交流機会を設ける必要があると考えています。そのため、県では、これまで、国際交流員の地域派遣や訪日教育旅行の受入れ、交流団体と連携したスキー交流や書道、囲碁などの文化交流、海外友好都市との大学生の相互訪問など、多様なチャンネルでの国際交流を進めてまいりました。

今後についても、今年で友好交流10周年を迎える韓国の江原特別自治道とのさらなる交流の深化、学校の外国語指導助手や留学生など外国人が参加するネットワーク、NagaNetによる地域との交流促進など様々な手法での取組を進めてまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には3点御質問をいただきました。

まず、外国人及び外国人法人による県内における農地取得件数・面積の経年変化についてでございます。

平成29年から、市町村農業委員会の協力の下、国において実態を調査、公表してきたところでございますが、記録が確認できる令和3年から令和6年までの直近4年間におきまして、県内の外国人等による新規の農地取得件数は、令和3年35件、令和4年40件、令和5年28件、令和6年33件とおおむね横ばいで推移しております。また、新規農地取得面積は、令和3年12.6ヘクタール、令和4年9.3ヘクタール、令和5年3.4ヘクタール、令和6年4.4ヘクタールと減少傾向で推移しております。

続きまして、不適正な農地取得の防止に向けた審査の強化についてでございます。

農地を取得するには、取得希望者の国籍にかかわらず、農地法の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事することなどの要件を満たす必要があり、例えば、権利取得後、短期間で遠隔地に転居するような場合は、農地の全てを効率的に利用するとは認められず、新たに農地を取得することはできません。

また、議員御指摘のとおり、令和5年、7年の農地法施行規則の改正により、農地取得の許可申請書の記載事項に国籍と在留資格、在留期間が追加されたほか、申請時に在留期間の更新の見込みを含めて確認することとなるなど、審査の強化が図られたところです。

このように、地域とのつながりを持って実態の伴った営農ができると認められなければ農地を取得することはできないため、外国人等による不適正な農地取得は防げるものと考えております。

最後に、農地の管理状況の把握と、営農が適切でない場合の対応についてでございます。

農地の管理状況については、農地法の規定に基づき、毎年市町村農業委員会が目視やドローン等により調査を行い、把握しているところでございます。調査の結果、営農が適切に行われていないと判断された農地については、市町村農業委員会が所有者に利用意向を確認し、必要に応じて新たな借受け希望者との利用調整を行うなど、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を進めております。

また、病害虫の発生などにより周辺の営農に著しい支障が生じる場合は、市町村長が支障の除去等の措置命令を行い、所有者が応じないときには、市町村が支障の除去等を代行しております。

引き続き市町村農業委員会をはじめとする関係機関と連携し、農地の適正利用が図られるよう取り組むとともに、必要に応じて国と情報共有しながら不適正利用の防止に努めてまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）今御答弁をいただいた中で、農地については特に心配する必要はないとい

う状況を理解したところでありますが、これからもそういう心配が起きないような状況になることを期待するものであります。

農地取得については、伊那市の取得が特殊なのかなという印象を受けたわけではありますが、これについても今後注視する必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、居住外国人の皆様は様々な面で言葉の壁に苦労されておりますので、特に意思疎通ができるための支援に県として一層の努力をいただくよう要望いたしまして、次の戸草ダムについての質問に移ります。

戸草ダムは、旧建設省が天竜川支流の三峰川総合開発事業の一環といたしまして、美和ダムの上流域に多目的ダムとして1988年に事業着手されました。40年も前のことであります。用地取得をほぼ終え、着工を待つだけの状態になっておりましたが、脱ダムを掲げる田中知事がダム事業を見直したことで、2001年に建設計画はストップいたしました。あれから25年、涙をのんで建設予定地から立ち退いた旧長谷村の皆さんのことを思うと、言葉もありません。

2014年には、戸草ダム建設に関する基本計画が廃止されました。2021年には、河川整備基本方針が改定され、これを受けて、国交省は、2009年に策定いたしました天竜川水系河川整備計画を2024年7月に変更いたしました。見直しのポイントは、気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、治水計画を、「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に変更いたしました。

変更後の整備計画では、基準地点であります飯田市の天竜峡におきます目標流量を増やしております。これを受けて、計画では増量した目標流量に対する洪水調整機能の強化については、天竜川の上流部において治水機能の増強検討調査を実施することとしております。

この調査は、既設の美和ダムや小渋ダム等を最大限に活用した事前放流や、操作方法の見直し、治水、利水の貯水容量の再編等について調査検討し、必要な対策を行い、また、さらに洪水調整機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強、堤体のかさ上げや新設ダム等に関する調査研究を行うこととしているわけであります。

この調査は、令和7年度に新設されました天竜川上流河川事務所の開発調査課で実施しております。実質的には、戸草ダムの必要性に関する調査研究が行われることになったわけであります。

私は、戸草ダムについては過去2回にわたり一般質問を行いました。

1回目は2017年11月議会で、知事は、河川整備計画において、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設時期の検討を進めることとされている。県としては、河川整備計画に基づく対応を取るよう引き続き国に求めていきたい旨、答弁されております。

2回目は2020年9月議会で、知事は、県としては流域治水プロジェクトの策定、推進を進め

ると同時に、河川整備計画に基づく対応を国に求めていきたい旨、答弁しております。

2024年に国は河川整備計画を変更しており、過去2回の私の一般質問のときから状況は変化しております。改正後の計画では、新たに新設ダムの建設も考慮に入れた内容となっているわけであります。

このように、戸草ダム建設に向けて、状況は大きく変わりました。そうした中で、県といたしましても、防災・減災対策の強化のために、ダムの建設に向けてこれまで以上にしっかり取り組んでいくことが求められているわけであります。

そこで、知事に3点お聞きいたします。

一つ目。改正後の天竜川水系河川整備計画にある新設ダム等に関する調査・検討を着実に進めることを国に要望していくべきと考えますが、県としてどのように対応していく方針でしょうか。

二つ目。三峰川総合開発事業促進期成同盟会が、県や国交省に対して戸草ダムの建設に向けた対応を求めています。天竜川における治水力の向上に向けて県としてリーダーシップを発揮する中で、関係地域と一体となって国に対し要望活動を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目。戸草ダムの建設に向けて、取組の方向性等を協議するため、県を主体とした県、国交省、流域市町村、流域住民、有識者等を構成員とする組織を立ち上げることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、公営企業管理者にお聞きいたします。

再生エネルギーの活用が求められる中で、戸草ダムが建設される場合には、水力発電施設をダムに併設して県事業として発電を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、岡谷ジャンクションの事故防止についてであります。

中央道・長野道の岡谷ジャンクションの工事に伴う交通事故が増加しております。報道によりますと、5月から11月の工事期間中におきまして、昨年と一昨年の事故件数を比較いたしますと、昨年は146件、一昨年に比べて41件の増で、4割も増加しております。事故のうち昨年の人身事故は8件増の25件で、5割近く増えており、事故の2割近くを占めております。また、事故の6割が長野道の上り線で発生し、うち8割が塩嶺トンネル内やその付近で発生しております。この工事は2029年まで続くわけでありますが、何としても事故の発生を防がなければなりません。

この件について、私は昨年の6月議会で一般質問を行いました。これに対して、知事は、事故が多発する状況を重大な課題と認識を示した上で、NEXCOと連携して一層の交通事故防止に取り組む旨の答弁をされております。

私は、質問後におきましてテレビやラジオ等による情報発信の充実や現場における注意喚起等の対策が講じられたことから、事故は減少するものと考えておりました。しかし、様々な対応にもかかわらず、相変わらず事故は多発し、しかも増加していることは、極めて憂慮する事態であります。私は、工事期間中は2車線の塩嶺トンネル内を全線1車線の通行にするなど、思い切った対策が必要と考えます。

そこで、知事にお聞きいたします。

岡谷ジャンクションの大規模工事に起因する渋滞に係る交通事故防止については、様々な対策を講じてもお交通事故が多発し、その上、事故件数が増加している状況は、NEXCOとの緊密な連携をはじめ、これまでの対策が十分ではないと考えます。特に、事故多発地帯であります塩嶺トンネル付近は、カーブがあることに加え、トンネル内にもカーブがあるという悪条件が重なっているため、今までの延長線上での対策では事故防止に関しては限度があると考えます。今後は、様々な角度から現状を分析の上、さらに効果的な対策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で岡谷ジャンクションの事故防止の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には戸草ダム関連で3点、そして岡谷ジャンクションの事故防止について御質問をいただきました。

まず、新設ダム等に関する国への要望の対応方針についてという御質問でございます。

令和6年7月の天竜川水系河川整備計画の変更におきましては、近年の気候変動の影響を踏まえた河川流量の増大に対応できる洪水調節機能の強化が盛り込まれたところでございます。

国においては、今年度から、変更後の河川整備計画に基づき、事前放流等既存施設の活用を含めたダム機能増強や、新設ダムの必要性を検討する治水機能増強検討調査を実施しているところであり、県としては協力してきているところでございます。この検討調査には数年を要するというふうに言われておりますが、より効率的、効果的な対策の検討を進めるよう、国に対し要望しているところでございます。今後とも国の調査に協力するとともに、その検討を促していきたいと考えております。

続きまして、関係地域が一体となった国への要望活動を進めるべきかと考えるかどうかという御質問でございます。

現在検討を進めております三峰川は、諏訪湖を含めた天竜川流域の治水対策上重要な河川であり、気候変動に伴う水災害の頻発化、激甚化を踏まえますと、早急な対策が必要であるというふうに認識しております。伊那市をはじめとする流域市町村から戸草ダム建設を求める声が強くあることは承知しており、県としても治水安全度を向上しなければならないという思いは

共有しているところでございます。

現在のところ、まずは国が実施している治水機能増強検討調査を着実に進めるよう求めているところであり、地域と一体となった要望活動については治水対策の方向性がある程度明らかになった段階で取り組んでいきたいと考えております。

戸草ダムの3点目ではありますが、建設に向けた取組の方向性を協議するための組織の立ち上げについて御提案いただきました。

天竜川は、改めて申し上げるまでもなく、ひとたび洪水が発生いたしますと大量の土砂が流出し、度々大きな災害を引き起こしてきたところでございます。近年においても、三峰川での堤防欠損被害や諏訪湖周辺の浸水被害等が発生してきているところであり、この治水対策の強化は、流域住民の皆様方にとって強い願い、悲願であるというふうに受け止めております。

県としては、天竜川本川や支川のさらなる河川整備やダムなどの洪水調節施設の整備を含め、効率的、効果的な対策が検討され、早期に治水安全度の向上が図られることが重要であるというふうに考えており、国に求めてきているところでございます。今後とも、地域の皆様方の思いに寄り添いつつ、国の検討状況等も見極めながら、組織の設置も含めて必要な対応を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、岡谷ジャンクションの事故防止について御質問をいただきました。

岡谷高架橋リニューアル工事におきましては、交通事故の発生が続いたことから、関係者による検討の場を設けるよう私ども長野県からNEXCO中日本に働きかけさせていただき、昨年9月に、関東管区警察局、県警本部、NEXCO中日本、そして私ども長野県によります事故対策検討会が設置されたところでございます。検討会におきましては、事故原因のほか、箇所別、時間別等の発生状況を分析した上で、事故対策について効果検証と改善策を継続的に検討してきているところでございます。

昨年秋の工事におきましては、第1回の検討会の意見も踏まえ、NEXCO中日本において指向性スピーカーの追加設置やテレビコマーシャルによる啓発などのお取組をいただき、重大事故の防止には一定程度の効果があったものというふうに受け止めております。

ただ一方で、御質問にもございましたように、岡谷インターチェンジ合流部での錯綜による事故防止を目的として、規制開始位置を松本方面へ変更したことにより塩嶺トンネル付近での渋滞が増加し、事故件数も増となり、対策はいまだ十分ではないというふうに受け止めております。そのため、今年1月には第2回の検討会を開催し、次年度工事に向けて、塩嶺トンネル付近など事故多発箇所の現地特性や事故原因に応じた効果的な事故対策の検討を行っているところでございます。

また、私自身も、昨年4月に加えて、今年の2月にNEXCO中日本と懇談をした際に幹部

の皆様は直接交通事故の増加や渋滞に対する懸念を申し上げ、対策の徹底を求めさせていただいたところでございます。

この岡谷ジャンクションは、長野県にとりまして高速道路ネットワークの要であり、リニューアル工事は重要である一方で、交通事故の多発は、県民の皆様や本県を訪れていただく皆様の生命、財産に関わる重要な課題であります。今後とも問題意識を持って対応していきたいと考えております。

以上です。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）戸草ダム建設時の水力発電事業の実施についてお答えします。

企業局では、水力発電による再生可能エネルギーの供給拡大に取り組んでおり、これまでの10年間、全国の公営電気でも最大の9施設を建設、発電所数は建設部からの移管分を含め14から26か所と増加しています。

次年度から10年間を計画期間とする次期経営戦略でも10施設の新設を目指しており、県ゼロカーボン戦略における小水力発電増加目標の約4分の1を企業局発電所の新設・改修で賄う計画となっています。

こうした取組を進める上で、戸草ダムを利用した発電は、ダム工事との連携により効率的な発電所施設整備が可能。また、ダムの落差や貯水の有効活用により発電規模が確保しやすいなど、再エネの供給拡大に貢献できる点が期待されます。と同時に、物価や金利の上昇による建設費やダム建設に係る負担金の増加などによる経営面への影響を考慮することも必要と考えます。

ダム建設が具体化した際の発電事業については、ゼロカーボン実現に資する再エネ拡大への効果や、発電規模や工期、事業費等を踏まえた事業の採算性などの点を総合的に勘案、評価し検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）戸草ダムが完成した暁には、上・下伊那地域、諏訪湖の治水力が格段に向上いたします。早期に工事に着工できるよう、県として最大限の努力を改めて要望いたします。

長野道・中央道は、観光立県を目指す本県にとっては極めて重要な路線であります。岡谷ジャンクションの工事に係る事故が多発することが常態化し、長野県は危険なところとレッテルを貼られてはなりません。引き続き県においてはNEXTCOと緊密な連携を取り、あらゆる対策を講じることを要望いたしまして、以上で質問の全てを終わりといたします。

○議長（依田明善君）次に、清水純子議員。

[39番清水純子君登壇]

○39番（清水純子君）公明党長野県議団、清水純子でございます。それでは質問させていただきます。

上田養護学校移転改築計画の検討状況についてお聞きいたします。

令和5年11月定例会で、私は、上田養護学校の学びの環境整備について、開校から40年以上が経過し、老朽化が進んでいること、児童生徒の増加により校舎が狭隘化していること、千曲川の浸水想定区域内に立地し、災害時の安全確保に課題があることを指摘し、移転改築を含めた抜本的な環境整備を求めたところであります。

教育長からは、教室不足などの狭隘化や施設の老朽化に加え、校地環境の安全性の観点から施設の移転を含めた対応が必要と認識しており、できるだけ早急に検討に着手していくとの答弁がありました。

そして、1年後の11月議会で、その後の検討についての質問に対し、改築をする場合の規模や内容、時期等について、関係機関への確認などを含め検討を重ねているとの答弁をいただきました。

そこで、伺います。

令和5年11月議会の一般質問で示した具体的な検討に着手するとの方針から2年2か月、現在のどの段階まで進んでいるのか。新設移転を含めた整備の方向性は、建て替えなのか、移転なのか、あるいは段階整備なのか、どのような選択肢を想定しているのか。移転となった場合に、用地選定、基本方針、基本計画の策定はいつ頃までに行うスケジュールなのか、伺います。

上田養護学校の学びの環境整備は、単なる施設更新にとどめず、児童生徒の学びと命を守るとともに、特別支援教育の長野県の向き合い方を示す象徴的な事業であると考えております。これまでの検討の進捗をどのように評価しているのか。来年度は構想段階から実行段階へ踏み出すべきと考えますが、以上4点、教育長の所見を伺います。

ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業について伺います。

県は、令和6年度より、子育て中の方、障がいのある方、シニア、副業希望者といった多様な人材の労働参加と県内企業の人材不足解消のため、短時間勤務の求人をはじめとした多様な働き方ができる県内での求人の創出、普及を図ることを目的に、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業（長野ダイバーシティワーク）を行っております。この事業は、働き方や人材活用に課題を抱える県内企業に対して業務の切り出し等の取組を伴走支援し、多様で柔軟な働き方の導入を促進するとしております。

初めに、事業実施から2年を迎えますが、この間の実績と効果を伺います。また、事業の導入事例も併せてお聞かせいただければと思います。そして、いまだ続く県内企業の人材不足解

消と多様な人材の労働参加を促すため、2年間の事業の実績を踏まえて、令和8年度はどのように展開していくのか。以上2点を産業労働部長に伺います。

令和5年4月より、長野県では、がん治療に伴う外見の変化に対しウィッグ等の購入費を助成するアピアランスケア助成事業を市町村と共に実施しております。制度のある市町村は現在68、令和5年度と6年度の2年間で1,422名の方が、治療と向き合う心理的負担を軽減し社会参加や就労を支えるこの事業により、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアへの助成を受けております。

しかし、この助成事業は、現在、がん患者に限られております。外見の変化による深刻な影響を受けているのはがん患者に限りません。昨年11月、知事に対し、公明党長野県本部女性局として、がん患者以外の脱毛症患者の方への対象拡充の要望を行わせていただきました。脱毛症患者は全国で100万から200万人と推定され、特に自己免疫疾患とされる脱毛症の子供は一定数の発症が推計されております。

思春期の子供にとって、見た目の問題は極めて大きく、成長過程における人格形成や社会性にも影響を及ぼしかねません。一方、子供用のウィッグは高額であり、成長に伴い買換えも必要になります。

外見の変化による苦痛は、原因の違いによって変わるものではないと考えます。アピアランスケア助成事業について、脱毛症、特に子供を対象に含める制度拡充を検討すべきと考えますが、公明党女性局の要望も踏まえての検討状況、そして対象の拡大についての見解を知事にお伺いいたします。

誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについてお伺いします。

現在、多くの人々が利用する施設には赤ちゃんに母乳やミルクをあげることができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについてはまだ一般の理解が進んでおりません。

長野県では、低出生体重児、リトルベビーとその母親たちを支援するためのリトルベビーハンドブックを作成していただきましたことに感謝いたします。リトルベビーは、出産予定より早く生まれる場合があり、体の機能が未発達のため、生まれた直後からしばらく入院しなくてはなりません。母親は入院中の子供に母乳を届けるために搾乳する必要がありますが、外出先で授乳室を一人で利用することへの社会の理解がまだ進んでいない実態があります。

ほかにも、自分で定期的に母乳を搾る必要のあった母親は、一人で授乳室を利用して搾乳していた際に、赤ちゃんが一緒にいないのに一人で何をしているんだと、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうです。また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳ができる場所の確保や周囲の理解などが課題になってお

ります。

赤ちゃんに授乳しない場合でも母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すれば、痛みが生じたり、乳腺炎等を発症するおそれがあり、数時間ごとに搾乳する必要があります。しかし、職場に女性用の休憩室等がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった女性の話も少なくありません。

WHOは、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILO、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。海外では、企業に対して、従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も、女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や大型商業施設なども存在いたしますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

一昨年12月16日、参議院予算委員会では、公明党の佐々木さやか参議院議員が、国土交通省のバリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載をするよう求めたところ、中野国土交通大臣からは、ガイドラインの記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁からも、国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。女性が出産後安心して社会参加ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳ができる環境を整えることは重要であると考えております。

そこで、伺います。

子育てへの支援をより充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や、職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、御所見を伺います。また、県が保有する施設の授乳室へ搾乳マークの併用をぜひしていただきたい。そして、さらなる拡大への着手もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。こども若者局長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 上田養護学校移転改築計画の検討状況についての御質問をいただきました。

上田養護学校の具体的な検討の進捗状況でございますが、令和6年度は、現地で建て替える場合について、ハザードマップや千曲川の治水状況を踏まえ、浸水想定に対応する校舎の構造等の技術的検討を行ったところでございます。あわせて、移転する場合については、上田市をはじめ関係機関と連携し、活用可能な施設、土地の情報収集を行い、現地建て替えと移転の両

面で比較検討の情報の蓄積を行ったところでございます。

令和7年2月には、保護者、学校評議員、地元市町村等から成る上田養護学校基本方針検討懇談会を立ち上げ、昨年中に2回開催し、現地建て替え、移転、それぞれの課題の整理を行いました。

令和8年2月10日の第3回目の検討懇談会では、移転を想定した場合、災害の危険性や通学の利便性の観点などから望ましい設置エリアや必要な校地面積などについて一定の整理を行ったところでございます。

上田養護学校の整備の方向性についてでございますが、これまでの検討懇談会において、現地建て替え、移転、段階整備についてそれぞれの課題の整理をしたところでございます。

現地建て替え及び段階整備については、狭隘な敷地であることに加え、浸水想定区域であるという課題がございます。一方、移転する場合は、相当な面積の用地が必要となるが、現在のところ適当な用地が見つからないという課題がございます。こうした課題を比較検討する中で、条件に見合う用地が確保できれば移転建て替えを有力な候補として検討しているところでございます。

続きまして、移転の場合の今後のスケジュールについてでございます。

移転となる場合には、民有地も含めた具体的な土地を想定した上で、その土地に関する規制や周辺環境の状況、取得可能性などに対する情報収集や調査を行っていくこととなり、土地の取得までには数年を要する見込みでございます。

設置場所の見通しが立った段階で、速やかに基本方針、基本設計の策定に着手することとなり、松本養護学校の整備の際にはこの作業に3年から4年程度を要したところでございます。ただし、これまでのノウハウの蓄積により、同様の作業期間は一定程度短縮が可能と考えております。いずれの案にいたしましても、できる限りスピード感を持って進めてまいります。

これまでの進捗状況の評価についてでございます。

昨年5月、私自身も現地を視察し、状況を直接確認した中で、早急に方向性を決定する必要があるとの認識に立ち、教育委員会全体の課題として対応を進めてきたところでございます。

長期間にわたり使用する学校について、その設置場所を含め様々な条件を踏まえて在り方を検討していくということは、ある程度の時間を要する作業でございます。これまでの情報の整理や検討懇談会での議論等の積み重ねにより、今後解決すべき課題がより明確になってきており、着実に前進しているものと認識しております。

来年度の取組の方向性でございますが、上田養護学校の校舎については、現在の状況を踏まえると、早期に方向性の道筋をつける必要があり、検討をさらに加速させていくことが必要であると考えております。来年度は、必要な条件を満たすエリアにおいて、関係機関等のより一

層の協力を得ながら、具体的な土地の調査を行うなど、できるだけ早期に設置場所の見通しがつくよう取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業について2件お尋ねをいただきました。

まず、実績、効果と導入事例についてです。

企業への伴走支援の実績につきましては、令和6年度はタクシー事業や情報通信業、卸売、小売業など10社を、今年度は建設業や農業をはじめ11社を支援しているところで。

業務の切り出し支援を通じて企業におけるノンコア業務の明確化や柔軟な働き方の創出につながった事例といたしましては、タクシー事業では、電話対応など正社員以外でも担えるノンコア業務を切り出すことができた。情報通信業では、コア業務の棚卸しを行い、在宅勤務や短時間勤務など働く時間を調整しやすい社内情報システムエンジニアの求人化が実現できた。卸・小売業では、専門知識を必要とせず短時間勤務も可能な請求書の仕分けなど軽易な経理業務の切り出しができたなどの効果が上がっております。

それを踏まえまして、事業の効果につきましては、切り出した短時間業務の求人について地域就労支援センターを通じて幅広く求職者へ紹介しており、これまでほとんど見られなかった求人への応募が徐々に増加し、女性やシニア層からの問合せが増えている。また、求人掲載から5日で応募があったなどの効果が生まれております。また、支援を受けた企業からは、業務切り出しの過程で仕事の属人化を解消できたといった声も寄せられているところで。

次に、2年間の事業実績を踏まえ、今後の展開についてです。

本事業を進める中で、企業の多くが多様な働き方の必要性を認識している一方で、業務の切り出しを行う際の通常業務に付加される負担が大きい。採用方針がフルタイムを前提としていることから、業務の切り出しによるパートタイム採用に消極的といった理由などにより導入に踏み切れない場合があることが分かってきました。

こうした状況を踏まえ、令和8年度においては、短時間勤務を実際に導入し成果を上げている企業にプレゼンしていただき、導入の手軽さや具体的な工夫を紹介するセミナーを開催。また、業務改善支援員が企業を訪問し導入に対して助言するなど、企業の懸念の払拭や導入のハードルを下げる取組を進めてまいります。

人手不足が続く中、企業の持続的な経営には、生産性向上の取組とともに、育児中の女性、シニア、障がい者など多様な人材が参画し活躍できる環境づくりが不可欠と考えています。県といたしましても、業務の切り出し等を通じた働く機会の提供により、人材確保の促進とともに、多様な人材が参画し活躍できる環境整備を、この事業を使いながら引き続き支援してまい

りたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはアピアランスケア助成事業の対象拡大に関する検討状況、そして見解についてという御質問をいただきました。

現在、県におきましては、がん患者の皆様の就労や社会参加促進のため、市町村が医療用補整具の購入費用を一部補助した場合にその経費の一部を支援する仕組みを設けていることは御質問にあったとおりでございます。一方、脱毛症などがん以外の疾患等に伴う外見上の変化については現行制度の対象とはさせていただいていないところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、アピアランスケアの趣旨に鑑みれば、がん患者以外の方々に対しても社会参加につながる支援は重要なことであるというふうに認識しております。特に、脱毛症などによる外見変化に悩む子供には、心理的負担の軽減の観点からも意義が大きいものというふうに考えております。

こうした認識の下、脱毛症等を抱える方への支援拡充の御要望を受け、県内市町村における取組状況や相談件数など調査をさせていただきました。支援の対象となり得る方の実態把握にはまだ至っていない市町村が多く、残念ながら十分な情報が得られなかったところでございます。

今後は、こうした状況を踏まえて、先行する他の自治体の取組を参考にしつつ、対象疾患や想定される対象者数など制度設計に必要な情報の把握に努めるとともに、特にこの事業の実施主体であります市町村に対しましては、県からその必要性等について問題提起を行わせていただきながら共に考えていきたいと思っております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には安心して搾乳できる環境づくりと県有施設の授乳室への搾乳マーク表示について御質問をいただきました。

子供や子育て世帯を社会全体で支える際には、生活全般へのきめ細やかな支援が必要です。出産後の女性の中には、低体重で出生した赤ちゃんが入院中、または出産後にすぐ職場復帰した等で定期的な搾乳が必要な場合がある中、外出先でも安心して搾乳できることは大変重要です。

昨年9月に改訂された国土交通省のバリアフリー整備ガイドラインでは、授乳室整備時の標準事項に搾乳が可能である旨を表示することを盛り込んだほか、神奈川県等では、授乳室に搾乳も可能であることを示すマークを掲示する取組が行われております。

今後、県では、授乳スペースを設けている子育て家庭優待パスポート協賛店やながの子育て

応援企業同盟の加盟企業等に授乳室で搾乳ができる旨を表示するよう働きかけたり、県ホームページ等で広報を行ってまいりたいと考えております。

また、県の率先実行はととても大切なため、県有施設の授乳室でも搾乳マークの表示等が進むよう、総務部をはじめ関係部局と相談、調整をしてまいります。

以上でございます。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）それぞれ御答弁いただきました。

上田養護学校の移転改築に関しては、繰り返しますけれども、支援を必要とする子供の学びを守り、そして安全を守るため、特別支援教育に対する長野県の向き合い方を示す大事な事業であると再度言わせていただきます。8年度はさらなる加速で実行段階に踏み出していただくことをぜひ期待しております。

多様な働き方創出事業でありますけれども、今はどこでも人手不足が課題であります。企業側の業務の棚卸しと合わせた切り出しによる求人方法の提案については、まだまだ企業の中にこの感覚、発想の転換が進んでいないと実感しております。この3年目になる事業の効果がしっかりと現場に行き届くよう、新たな業務切り出しによる人手の確保の仕方みたいなものを企業に浸透させていただきたい。そして、働く側に関しても、同じように、働き方へのマッチングとともに、新たな働き方がそこにあるというような発想の転換もさらに広げていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）自由民主党県議団、共田武史です。

さきの衆議院選挙において、自民党、高市政権は圧勝という結果を収めました。私は、この結果を、これまでの未来に希望を見いだせなかった人々の思いの表れではないかと受け止めています。

失われた30年の中で、我慢を重ねてきたものの、将来の展望が見えない。先行きに不安を抱

えている中で、リスクを取ってでも未来に挑戦してほしい。そうした声の積み重ねがこの結果につながったのではないのでしょうか。掲げられた責任ある積極財政、そして自民党の公約に示された地方が日本の未来をつくるというメッセージは、まさにその期待の表れであると考えます。

私は、地方の現状についてこそ改めて根本的な問いを立てる必要があると考えています。地方は費用のかかるお荷物的な存在なののでしょうか。それとも、適切な投資を行えば発展し得る主体なののでしょうか。中小企業は支えなければ衰退するだけの存在なののでしょうか。長野県と同規模の人口を持つ国が世界には数多く存在し、成長しているのはなぜなのでしょうか。少子化や若者流出が続く中で、私たちは、いつの間にか、地域の将来は発展ではなく延命を前提に考えるようになっていないのでしょうか。

私は、地方には依然として大きな可能性があると考えています。昨年6月に東京一極集中の質問をしました。その後、半年にわたり財政構造や投資の推移を調査した結果、重要な事実が見えてきました。

人口減少の影響を除いた1人当たりのGDPの成長率、2012年から2022年の平均は、東京都は全国で37位、0.92%です。一方、地方平均は1.32%と東京を上回り、長野県も同水準の成長を遂げています。日本のGDPの約80%は地方で生み出され、過去10年の成長量の約75%も地方によるものです。

2024年には、首都圏から地方への本社移転が363社と過去最多を記録しています。それにもかかわらず、地方は衰退する存在であるかのような前提で議論され、投資は縮小し続けています。地方は決して成長していなかったのではなく、一定の成長を遂げてきたにもかかわらず、その成果が次の投資につながりにくい制度的構造が存在する可能性が見えてきました。

長野県のデータを見ると、過去20年で税収は1.4倍以上に増加しているにもかかわらず、実際に使える一般財源の増加は約20%にとどまっています。地方は、税収が増えても税収分の75%が地方交付税の減額によって相殺される仕組みになっているからです。

一方、不交付団体である東京は、増収分を100%政策に反映できます。地方の財源化率は25%、東京は100%、4倍の格差が制度として存在しています。この非対称性が地域間の投資余力の差を生み、東京一極集中を加速させてきた可能性があります。

つまり、成長していないから投資できないのではなく、成長していても投資できない構造があるのではないか。地域の課題は、可能性がないことではなく、可能性が十分に発揮されない構造にあるのではないか。これが私の提示する仮説です。

しかし、一方で、地方にはもう一つの壁があります。それは、地方には可能性がないのではないかという空気です。私は、これを衰退正常化バイアスと呼びたいと思います。衰退が続く

中で、それを当然のものとして受け入れてしまい、発展の選択肢そのものを見失ってしまう心理です。何百年も続いてきた地域がほぼ同時期に衰退することは、自然現象なのでしょうか。もし衰退するしかないという前提で無意識に受け入れているとすれば、それ自体が地域の可能性を狭めているのではないのでしょうか。このバイアスを取り除き、地域の潜在力を前提に政策を再設計することができれば、地方は日本全体の成長を支える主体となり得るはずです。延命ではなく発展へ。その転換点に立っているという認識の下、質問いたします。

阿部知事は、4期16年にわたり県政を担ってこられました。この間、税収やGDPなど経済指標には一定の改善が見られ、危機的な状況に陥ることもなく県政運営が行われてきたことは、非常に評価する事実です。しかし、若者の県外流出は続き、豊かになった、将来に希望が持てると感じている県民がどれほどいるのか。数字の改善と生活実感の乖離は率直に検証するべきではないのでしょうか。

リーマンショック、東日本大震災、コロナ禍など危機的な対応の連続の中で、安定を守ることに重点が置かれた局面もあったと推察します。しかし、危機管理型の県政と発展設計型の県政は、本質的に異なります。将来を設計し、成長を前提に投資し、地域の可能性を拡張していくことが十分に行われてきたのか。4期16年は、一つの世代が育つ時間です。今まさに時代は縮小均衡から発展志向へ転換しつつあります。だからこそ過去の総括と未来への方向転換を明確に問う必要があります。16年間の県政運営を知事はどのように総括されているのでしょうか。

また、長野県の将来を見据え、次の成長段階へ押し上げる県政であったと評価されているのか。税収などの経済指標の改善と県民の実感に乖離があると思いますが、この要因をどのように分析し、今後どのように発展志向へ転換を図る考えなのか。阿部知事に伺います。

この30年、インフラの老朽化や中心市街地の空洞化が顕在化しています。背景には、投資の絶対量の減少があります。全国の地方の投資的経費は、1990年の27.2兆円から2020年には11.2兆円へと、30年間で59%減少しています。建設行政は、地域の将来像を形づくる重要な役割を担ってきましたが、今後は、維持更新ではなく、地域の資産価値や民間投資を呼び込む発展型の都市設計へ転換が求められてくるのではないのでしょうか。

この16年間の建設行政をどのように総括しているのでしょうか。地域の発展に十分寄与してきたと考えているのか。もし十分でなかったとすれば、その最大の要因は何か。投資水準の不足か。都市計画の発想や戦略の不足か。それとも制度的制約か。今後、維持更新型から地域価値向上型、発展型の投資へ転換する考えはあるのか。栗林建設部長に伺います。

長野県は森林県であり、県土の約8割を森林が占めています。林業、国土保全、水源涵養、CO₂吸収といった公益的機能に加え、産業としての可能性も有しています。しかし、現実には、山村地域では所得水準が伸び悩み、担い手不足や高齢化が進み、森林資源を十分に生かし

切れていない状況も見受けられます。林業を守る対象として支える政策は行われてきましたが、稼げる産業として発展させる戦略が十分であったのか、検証が必要ではないでしょうか。

そこで、この16年間の林業政策をどのように総括し、林業を持続的に稼げる産業へと転換できなかつた要因をどう分析しているのでしょうか。また、今後どのような方向性で産業化を進めていく考えなのか。根橋林務部長に伺います。

長野県は、豊かな自然環境、四季折々の景観、歴史文化資源を有し、観光は地域経済を支える基幹産業の一つです。交流人口の拡大や地域ブランドの向上にも大きな貢献を果たしてきました。

一方、観光消費の伸び悩みや担い手不足などの課題も指摘されており、観光施策が補助金型の対応にとどまっていなかったか、世界水準の観光地を目指す中長期的な投資戦略が十分であったのか、検証が必要ではないかと考えています。

この16年の観光政策をどのように総括し、観光は、持続的に地域の所得の向上につながり、観光資源の豊富な地域が自立できる発展型産業へと転換できているのか。その課題と今後の戦略的投資の方向性について高橋観光スポーツ部長に伺います。

長野県の教育は、高い水準を維持し、多くの優秀な人材を育成してきました。しかし、一方で、若者の県外流出は続き、地域経済や産業の担い手不足も深刻化しています。地域で求められている人材は何か。将来の産業構造や地域発展を見据えた人材育成が十分に設計されてきたのか。改めて検証が必要ではないかと考えています。単に進学実績や学力向上だけでなく、地域の経済や産業と接続し、挑戦する力を育む教育、すなわち、産学官が連携し、教育委員会も主体的に関わる新しい学びの設計が求められているのではないのでしょうか。

これまでの教育政策は、地域の将来を見据えた人材育成につながっていると評価しているのでしょうか。また、産学官が連携し地域発展に必要な人材を育成する新たな教育設計へと転換する考えがあるのか。武田教育長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には県政16年間の総括と未来への方向転換ということで、この県政をどのように総括しているのか等の御質問をいただきました。

16年という御質問をいただきましたので、私も16年前に思いを致して振り返らせていただきました。ちょうど16年前、この県庁舎で立候補表明させていただいたわけであります。御質問の中にも可能性という話がありましたが、私としては、長野県の大いなる可能性を生かしていること、そういう思いで立候補の決意を固めさせていただき、立候補表明させていただきました。

そのときの言葉は、以下のような形で締めくくっております。

私は、信州で授かった子の父親としての責任感と優しさを持って、信州の可能性と伝統ある自治の力を信じる一市民としての情熱を持って、地方自治の専門家としての志とわざを持って、いかなる政党にも属さず、特定の組織や団体に依存することなく、市町村やNPO、企業、そして県民一人一人の幅広い御協力をいただきながら、県政に誠心誠意全力で取り組むことを誓いますというふうに述べさせていただきました。知事就任以来この誓いを守り、県民の皆様の幸せ実現のため、全身全霊、全力で県政に取り組んできたところでございます。

もとより、この間、長野県は様々な災害やコロナ禍などの危機に遭遇しましたが、冒頭で申し上げたように、私は、常に、長野県の可能性を何とか生かそう、前向きに発展させていこう、そういう思いで県政に向き合ってきたところでございます。

この私どもの取組は、最終的には県民の皆様方が評価されることになるというふうに思いますが、これまでの様々な分野での取組は県職員にも頑張ってもらいました。一定程度の御評価をいただけるものではないかなというふうに思っておりますし、幸福度ランキングや移住希望地ランキング等で、長野県はおかげさまで常に上位に位置する県となっております。これは、県議会の皆様方をはじめ、多くの県民の皆様方の御尽力、そして県政への御支援のたまものだというふうに思っております。心から感謝を申し上げたいと思っております。

そうした中で、次の成長段階に押し上げる県政であったと評価しているかという御質問でございます。

県政運営に当たりましては、今申し上げたように、長野県の可能性を生かすという観点を常に念頭に置きながら取り組んでまいりました。しあわせ信州創造プラン1.0では「貢献」と「自立」の経済構造への転換、また、2.0では産業の生産性が高い県づくり、3.0では創造的で強靱な産業の発展を支援する、こうした方針を掲げて産業政策を中心に取組を進めてきました。

具体的には、例えば、航空機産業振興ビジョンや医療機器産業振興ビジョンの策定、さらにはしあわせ信州食品開発センターの開設等食品製造業の振興、信州ITバレー構想の推進、長野県産業振興機構の設立や信州ワインバレー構想の推進、そして、人材育成面では、長野県立大学の設置をはじめとする高等教育の振興など様々な産業政策や人材の確保育成に取り組み、未来につながる次世代産業、成長産業の育成、振興に努めてまいりました。

また、経済指標と県民の実感との乖離の要因と今後の方向性という御質問をいただきました。

経済指標が良好であっても県民の皆様方の実感が伴わない要因は幾つか考えられると思います。

まず、いわゆる経済指標、県内総生産、家計可処分所得、これらは、言わば総量であったり平均で示されるものであります。お一人お一人の県民の皆様方の実感とは必ずしも結びつかない側面があるというふうに思います。

また、近年では、エネルギーや食料品価格の上昇に賃金がなかなか追いつかないという状況で、実質賃金が伸びてこないということも大きな要因だというふうに思っております。

加えて、生活実感は、現在の所得だけではなく、将来への不安にも強く影響されるというふうに言われております。例えば、医療・介護や教育費の負担など、将来への不安、老後の不安、こうしたことも影響しているものというふうに受け止めております。

そのため、今後は、危機管理投資と成長投資による強い経済の実現を目指すという国の成長戦略も踏まえ、企業や地域の稼ぐ力の一層の向上に取り組むとともに、実質賃金が上昇していくための賃上げ環境の整備や価格転嫁の促進をはじめとする中小企業支援に一層取り組んでまいりたいと考えております。

また、教育・子育てに関する負担軽減等による家計可処分所得の向上、医療・介護の充実による老後の安心確保などにも力を入れ、県民の皆様にも真に豊かさを実感いただくことができるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には16年間の建設行政の総括についてのお尋ねでございます。

この16年間の本県の建設行政は、気候変動により激甚化、頻発化する自然災害への対応や、進行が集中するインフラの老朽化対策など、限られた予算の中で時代の要請を踏まえた未来への投資を着実に進め、県民の生命と暮らしを守るとともに、地域の発展に一定の成果を上げてきたものと考えております。

一方で、人口減少や社会構造の変化が進む中、地域が抱える課題は複雑化しており、社会資本整備が地域の発展にどのように寄与すべきかしっかり考えていく必要があると感じております。

例えば、本県のまちづくりでは、都市の個性と質や価値に着目し、中長期的に持続可能な都市の再生を進めていくことが重要との認識の下、「歩きたくなるまちづくり」など地域の価値向上につながる施策を市町村と共に進めているところであります。

建設行政は、地域の安全・安心を守るだけでなく、未来を切り開く原動力となるものです。今後も、地域資源を最大限に生かしながら、持続可能で県民の皆様が将来にわたり希望を持てる県土づくりを着実に進めてまいります。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には16年間の林業政策の総括についての御質問を頂戴しております。

この16年間、手入れ不足によります森林の荒廃を防ぐため、森林づくり県民税を活用いたし

まして、里山を中心に間伐を進め、森林の健全化と資源量の増加を確かなものとしてまいりました。

あわせまして、木材の本格的な利用期に備えまして、林業先進国オーストリアの技術導入、また、首都圏の木造ビルへの県産材の供給、バイオマス利用の拡大等に取り組みまして、育てる林業から稼げる林業への移行基盤を整えてまいりました。

一方で、主伐・再造林への本格転換は緒に就いた段階でございます。主伐へ大きくかじを切ることに対する事業者が抱える不安の解消、また、川上と川下の連携によります計画的、安定的な供給体制の構築など、解決すべき課題が残っているものと認識しております。

県内には、高い生産性と収益性を実現し、厚生労働省が公表する長野県の平均年収約479万円を上回る給与を支給している林業事業体もございます。こうした収益が上がる取組につきましては、成功事例の共有、普及を進め、他の事業体への採用を促すとともに、主伐・再造林の本格化、さらには住宅・非住宅分野におけます県産材利用の一層の拡大を一体的に推進いたしまして、業界全体に稼げる林業を広げてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には16年間の観光政策の総括、課題と今後の方向性についてお尋ねをいただきました。

長野冬季オリンピック以降、レジャーの多様化や長引く景気低迷の影響等により、本県の観光産業は長期的な縮小傾向にありました。こうした状況の中、県では、世界水準の山岳高原観光地づくりの推進を掲げ、一過性のイベントにとどまらない持続可能な観光地域づくり、アウトドアなどの長野県の強みを生かしたプロモーション、欧米豪を中心とした高付加価値旅行市場の開拓など、量から質への転換を重視した観光振興に取り組んでまいりました。その結果、冬季を中心としたインバウンド需要の拡大などの追い風も受けながら、令和6年の観光消費額は統計開始以降最大の1兆47億円に達し、地域経済に与える影響は着実に高まってきております。

その一方で、国内人口の減少や若者の車離れ、団体旅行から個人旅行へのシフトなど、観光を取り巻く状況が変化する中で、交通アクセスの不便さ、経営力を持った人材の不足、バブル期に整備された宿泊・観光施設の老朽化といった課題が顕在化しております。

このため、デジタル化やグローバル化など時代の潮流を捉えながら、観光を支える人材と施設への投資を進め、地域の稼ぐ力を一層高めるとともに、国内外に負けない魅力ある観光地づくりを加速していくことが急務と考えております。

今後、県としては、新たに導入する宿泊税も活用して、観光地経営を担う人材育成をはじめ、

宿泊施設の生産性向上に向けたDX投資・高付加価値化への支援や主要駅と観光地とを結ぶ二次交通の充実、宿泊施設集積地の観光まちづくりなどを重点的に進め、国内外から選ばれ、地域経済の発展に貢献する観光地の実現に取り組んでまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）地域の将来を見据えた人材育成についての御質問でございます。

南北に長く谷が深い本県は、それぞれの地域にそれぞれの教育文化があり、地域に密着した特色ある教育実践が行われてきました。

一方、昭和末期から平成初期、大学進学率の低さから、学力低下を不安視する県民の声があり、高校においては学力向上と進学率が関心事となってきたことも事実でございます。また、小中学校においては、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年以降、学力向上に力を入れてきた傾向にあります。

議員御指摘のとおり、人口減少が進み、少子化が顕著な現在、学力向上と併せて地域の将来を担う人材を育成する教育が求められていると考えております。ウェルビーイング実践校T O C O-T O N（トコトン）では、地域と連携し、地域に学ぶ教育実践を一つの目標としており、高校の特色化の推進においても、産学官が連携し、地域の担い手を育成しようとする高校が多くございます。

これからの学校教育は、地域の多くの関係者と連携し、この美しい自然と人間味あふれる人々が暮らす信州を支え、発展させていく人材を育てていく取組をさらに進めていく必要があると考えているところでございます。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）答弁をいただきました。今回の質問は、批判するものでもなく、今現実に時代が転換しようとしていると思います。その中で、過去の検証はどうしても必要であり、今までの方法でよかったのか、これからの未来の長野県をつくるのに新しい方向性が必要ではないかという質問でございます。御丁寧に答弁いただきました。

これまで、各分野の検証を問いましたが、個別政策の積み重ねだけでは説明できないより大きな構造的な課題があります。地方は一定の成長を遂げてきたにもかかわらず、投資的経費は長期的に減少し、成長を次の投資に結びつける仕組みが機能してこなかった可能性があります。国の財政構造が県の裁量や成長戦略に影響を与えてきた側面も否定できません。発展を前提とした大きな投資よりも、安定や維持を優先する設計になっていなかったか。財政制度と補助金制度の双方の観点から順に伺います。

地方交付税制度をはじめとする国の財政制度が、県の投資的経費や発展戦略の自由度にどの

ような影響を与えてきたと分析しているのか。また、この制度の下で、成長を次の投資につなげることが困難となる構造があると認識しているのか。見解を伺います。

国の補助金や交付金は、重要な財源である一方、使途があらかじめ定められていることから、地域の実情に応じた柔軟な投資判断を難しくしている側面があります。

ここで、一つの矛盾を指摘したいと思います。

国の話ですが、日本政府は、途上国へのODA（政府開発援助）として年間約2兆円を成長への投資として拠出し続けています。一方で、1人当たりのGDP成長率が東京を上回り、日本のGDPの約80%を生み出している国内の地方への投資は、維持コストとして削減してきました。成長実績のある国内地方への投資を抑制し、未実績の途上国への投資をするという二重基準は、経済合理性の観点から問い直す必要があります。

また、国際的に見ると、長野県の人口約200万人、GDP約9兆円は、エストニアの人口133万人、GDP約4.5兆円と比べますと、規模では長野県が上回ります。しかし、エストニアは、独自の税制、産業政策、教育政策により、年率4～6%の成長を実現しています。長野県との差は、能力ではなく、制度的な裁量権の差ではないでしょうか。

国の補助金や交付金は重要な財源である一方、使途や事業内容があらかじめ定められていることから、地域の実情に応じた柔軟な投資判断を難しくしている側面もあるのではないかと考えます。これらの制度が県独自の発展戦略の形成にどのように制約を与えてきたと分析しているのか。また、県の裁量で方向転換できる余地があると考えているのか、伺います。

私は、もう一つ、より本質的な課題があるのではないかと感じています。政策が県民の心の向きを十分に見てきたかという点です。

補助金や支援政策は必要です。しかし、それが長期的に働く人や事業者の誇りや主体性を高める設計になっていたのか。それとも、支えられる側という意識を固定していなかったのか。検証が必要だと思います。

例えば、少子化対策。前向きな思いで家庭を築こうとする方への支援と、結婚を諦めかけている方の心を前向きに戻す支援では、設計思想は異なります。弱者支援においても、自立を目指して挑戦する人への支援と限界まで追い込まれている人への支援では、政策の設計思想は異なるはずです。

これまでの政策は、制度や数字に目を向けてきましたが、県民の心が前向きなのか、後ろ向きなのかという視点は十分だったのでしょうか。発展とは、制度だけで生まれるものではありません。挑戦しようとする心があってこそ生まれるものです。これまでの県政は、県民の心が前向きなのか、後ろ向きなのか、その心の向きまで踏まえた政策になってきたと評価しているのか。今後、政策を、支えられる側という意識を固定する後ろ向きなものから、誇りや主体性

を高める前向きな方向へ転換する考えがあるか、伺います。

長野県の発展に本当に必要なものは何でしょうか。まず必要なのは、過去の検証です。削減の流れの中で削り過ぎたものはなかったのか。本来投資すべき分野に適切に投資してきたと言えるのか。それができなかった理由は何だったのか。国の方針に縛られていたのか。財源が不足していたのか。それとも優先順位や設計思想が問題だったのか。これらを率直に総括しなければ、未来への転換は描けません。

その上で必要なのは、単なる制度改正ではなく、職員や県民一人一人が自らの地域の可能性を見だし、国や制度の制約があったとしてもその枠を突破しようとする姿勢ではないでしょうか。長野県らしい独自の政策を進めるために必要なのは、地域への誇り、自らの仕事への誇り、そして発展への確信だと私は考えています。

長野県の発展に向け、これまでの投資や政策の優先順位をどのように総括し、財源などの制約の要因をどう整理した上で、職員や県民が地域の可能性を信じて挑戦できる長野県らしい政策へと方向転換していく考えがあるか、伺います。以上4点、阿部知事、よろしく申し上げます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 4点御質問をいただきました。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、地方交付税制度などによる県の政策形成への影響、認識についてという御質問でございます。

地方財政の中心的な仕組みであります地方交付税制度は、どの地域に住む国民の皆さん、住民の皆さんにも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する。また、財政調整、財源が豊かなところとそうではないところの調整をするという仕組みでありまして、地方団体の安定的な行財政運営を確保するとともに、全国の均衡ある発展に寄与してきたものというふうを受け止めております。

戦後、日本が高度経済成長を遂げてきたのは、ある意味地方がいろいろな努力、インフラ整備であったり、公共施設の整備であったり、さらには福祉等の行政サービスであったり、こうしたものを充実発展させてきたからだというふうには私は思っておりますが、そうしたものを財政的に支えてきたのがこの交付税制度だというふうには考えています。国の様々な補助金等と相まって、この地方交付税制度が日本の発展に果たしてきた役割は大変大きいものがあるというふうには思っております。

他方で、この交付税制度は、その制度上、御指摘のとおり、県税収入が増加すれば一定割合の一般財源がその分完全に増加しないで調整されるという仕組みになっております。この点については、実は平成15年からいわゆる道府県分の基準税率が見直されています。税収確保のイ

ンセンティブを強化するといったようなことを狙いとして、従来100分の80だった基準税率が100分の75ということで、留保財源が増える改正がされています。これは、地方の努力を反映できるようにしようという方向性で改正されたところであります。

また、日本の交付税制度は、国と地方の間の垂直調整だけを行う制度になっていますが、世界の地方財政調整制度を見ますと、国と地方の垂直調整だけでなく、自治体間の水平調整を行っている国もございます。

そういう意味では、この地方交付税制度の在り方というものも、議員の御指摘にありましたように、所与の前提で全く何も動かさないというのではなく、私も社会の基本設計のアップデートが必要だというふうにいろいろ申し上げてきておりますけれども、今後、こうした点も含めて財政の在り方が深く検討されることが必要になってくるのではないかというふうに思っております。

続いて、補助金等による県の政策形成への制約等について御質問をいただきました。

これも、今申し上げたように、交付税制度と相まって、戦後、特に人口急増し、産業がどんどん発展していく局面でありました。日本全国至るところで均質の教育が行われ、道路をはじめとするインフラ整備が行われるという局面で、非常に適切に有効に機能してきた仕組みであるというふうに思います。

ただ、今、地域の特性を踏まえた独自の施策を進めていこうという際には、国の縛りが厳しくて、用途が細かく定められているので使いづらいという側面も正直あります。そういう意味で、この補助金の在り方というものは、今後とも常に見直されていかなければいけないと思います。

交付金についても言及いただきましたけれども、交付金については、補助金に比べると自由度が高く、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能ではありますが、これも国からの財源ということで、やはり国の政策、予算に左右される側面がどうしても出てまいります。地域が主体的に施策を展開していくためには、やはり用途が制限されない一般財源、とりわけ税をはじめとする自主財源の確保が重要だというふうに考えております。そのため、産業振興等を通じた税源涵養に一層取り組むとともに、今、国と地方の税収割合と歳出割合はある意味逆転していますので、できるだけ歳出するところで課税して税を頂くというような仕組みに転換することができるよう、国、地方間の税財源配分の在り方を今後見直すことが必要だというふうに思っています。

いずれにしても、国民生活をしっかり支えているのは我々都道府県、市町村でありますので、そういう自負を持ちながら、この地方財源の充実に向けて一層努力をしていきたいと思っております。

続いて、心の向きまで踏まえた政策設計がなされているのかという御質問でございます。

心の向きという観点はあまり意識をしていない部分が正直あります。ただ、御質問の趣旨に合っているかどうかというところではありますが、やはり積極的に取り組むところと守るところは常に両面意識をしながら取り組んできたところでございます。

例えば、前向きに取り組んでいこうという県民、事業者の皆様方に対しては、その挑戦を後押しし、取組のインセンティブとなるような支援を。また、前進することよりもむしろ現状維持、あるいは現状維持すら困難な県民、事業者の皆様方など真に困っている方々に対しては、セーフティーネット的な対応、あるいは福祉的な支援、こうしたことに努めてきたところでございます。

今回の暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策は、まさに「守り」と「創る」というふうに対になっているわけでありますけれども、成長投資等による経済構造の転換については主として前向きな取組を、また、暮らしを守る物価高騰対策につきましては主としてセーフティーネットや福祉的支援を中心に据えさせていただいたところでございます。

もとより、今のような時代の大転換期に当たりましては、御質問の趣旨にもありましたように、前向きな挑戦をしていかなければいけない時代だというふうに考えております。また、本県は、信州の気性に富んだ前向きに挑戦しようという方々が多い地域だというふうに認識をしております。そのため、今後とも県民・事業者の皆様方の誇りや主体性をできるだけ尊重しながら、未来に向けて前進していただけるような政策づくりに意を用いていきたいと考えております。

最後に、これまでの投資や政策の優先順位をどう総括するかという御質問をいただきました。

これまで、県議会の皆様方にもお認めいただいた3次にわたる総合計画を踏まえ、県民の皆様様の確かな暮らしを守ることに力を注いでまいりました。特に、県土強靱化や気候危機対策、人口減少対策など、長期的な視点を常に持って政策推進を図る一方、災害やコロナなどの危機事象や緊急的な経済対策等にも機動的に対応してきたところでございます。

政策推進に当たっては、限られた財源の中で最大の効果を上げることができるよう、その時々々の社会経済情勢等を踏まえて優先順位をつけてまいりました。長野県の強みを生かした政策を一層進めていくためには、自主財源の脆弱性や国への財源依存などを克服していくことが必要だというふうに考えております。そのため、産業振興等を通じた税収の確保や地方への権限移譲、そしてそれに見合った地方財源の充実などを引き続き国に求めていきたいと考えております。

また、職員や県民が地域の可能性を信じて挑戦できる長野県らしい政策に転換するかという御質問でございます。

まず、職員であります、責任、協力、挑戦、この三つが行政経営理念に掲げたバリューであり、県職員の行動指針でございます。今後とも挑戦を奨励し、失敗を許容する県の組織風土改革に取り組んでまいります。

また、県民の皆様方の挑戦を様々な形で後押しをしております。これまでも、産業面では企業のグローバル展開や新分野への進出を支援するとともに、スタートアップ支援にも力を入れてまいりました。また、つばさプロジェクトや県独自の給付型奨学金制度など、学生、生徒の挑戦も応援してまいりました。

信州の気性に富んだ本県において、県民、事業者、そして県職員の未来に向けた様々な挑戦を県としてしっかり応援してまいります。

以上です。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君） 衰退正常化バイアス、職員さんともそうですが、いろいろな人たちと夢みたいなことを語ると、お金がない、法律が邪魔してできない、制度的にできない、そんな話が出てきます。本来、まず夢を語るべきである部分もあるかと思えます。多くの方が衰退正常化バイアスにかかっているような気がしています。これを取り払って、自分たちの町、長野県に、本気になって可能性がある、そして、そこで知恵を出し合う人たちが増えることこそ長野県のこれからの発展につながると思っております。

高市政権が掲げる責任ある積極財政と地方が日本の未来をつくるという方向性は、長野県にとって大きな機会であると考えます。国が新たに進める政策の流れに遅れることなく、今こそ衰退を当然のものとして受け入れてしまう衰退正常化バイアスを取り除き、知事をはじめ職員の皆様方が一丸となって、県民が将来に希望を持てる長野県を築いていただきたいと強く願うものであります。

以上を申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君） 次に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君） 市町村が策定した地域計画では、先ほど佐藤議員からも同様の質問がありましたが、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、10年後には約35%の農地の利用が未定または今後検討中であることが判明いたしました。こうした状況を解消するためには、新たな担い手として、企業に長野県に来て農業に取り組んでもらえるよう、他県との差別化を図る取組が必要と考えていますが、いかがでしょうか。村山農政部長にお伺いいたします。

担い手が減少し、耕作放棄地の増加が懸念される中で、農業に観光的な視点を取り入れるなど、農業と他業種との連携による取組が県内外で行われています。

例えば、日本における農業分野の動物福祉政策は、主に産業動物、家畜を対象としており、農林世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関で我が国も加盟しています国際獣疫事務局、WOAHの勧告において、「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう」と定義されています。

アニマルウェルフェアについては、家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながることから、農林水産省は、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及に努めています。

また、ペット、伴侶動物を飼う方が多くなり、安心して食べられる食材を飼い主と楽しみながら生産し、いずれは加工品として自家消費ができるような農地利用を行っている事例もあります。農地の有効活用に向け、このような新たな視点による取組が重要と考えていますが、村山農政部長にお伺いいたします。

農業経営の安定化を図るためには、海外市場の開拓も重要であり、特に越境ECプラットフォームの中で、ある会社は、北米、中南米、欧州をはじめ18か国で展開、35か国で利用可能であり、多国展開も視野に入れると比較的取り組みやすいプラットフォームと言えます。なお、初めて海外アマゾン販売に取り組む企業は、市場が大きく規制面からもハードルが低いと言われる米国から挑戦するケースが多くなっています。

このような海外向けのECサイトを通じて海外の市場を開拓する動きが広がりを見せている一方で、こうしたECサイトを通じての販路拡大は農家にとって参入のハードルが高いことが課題となっています。本県の農産物は、国外からも高い評価を受けていることから、例えば、海外向けECサイト運営事業者と県内農家とのマッチングを支援する仕組みを構築することで、農業所得の向上に加え、農産物のブランド力強化にもつながるとともに、不耕作地の解消にもつながるといことも考えられます。

こうしたECサイトの例をはじめ、農産物の需要がしっかりと確保されれば、生産も継続され、農地も守られると考えます。国内の人口が減少する中、海外市場の確保がますます重要であると考えていますが、本県の県産農産物の輸出の促進に向けた取組について村山農政部長にお伺いいたします。

農業は、農作物をつくって消費者に届ける役割とのイメージが強いですが、実際には多様な側面があり、農業に関わることで作り手のウェルビーイングが実現することになります。特に、太陽の下で土に触れて、植物が成長する姿を目の当たりにすることで、心理的ストレスの軽減や自己肯定感の向上といった効果が見られることも報告されています。農作業に取り組む前後のストレス変化をその場で測定する研究や検査ツール等によって、農作業による心身の健

康増進効果が報告されています。農作業の前後でのストレス緩和の程度や、特定の作業に対する個人の得意、不得意によるストレス値の違いも測ることができるそうです。

農業には、種をまくことから農作物を販売するまで100の仕事があり、全てをこなす必要があることが百姓という表現の由来だという説があります。とはいえ、現在の農業では、100の仕事全てを全ての農業者が実施する必要はないと考えています。例えば、生産品目の選定や生産計画の作成は、まさに経営者である農業者が行うべきであり、種まき、水やり、雑草除去などはアウトソーシングが可能な作業であります。

障がい者には、様々な特性があります。例えば、一つの作業に並々ならぬ集中力を発揮し、長時間同じ完成度で高い集中力で作業を継続できるといった、言ってみれば才能を持った方も存在します。100の仕事のうち一部を特定の才能を持つ方々に支援してもらうことで農業経営の効率化が進み、農業者は経営に専念できるようになります。こういった背景から、農福連携という取組を農林水産省としても重視しています。

持続可能な農業を推進していくためには、こうした農福連携による取組が必要です。農業の担い手不足の解消につながるだけでなく、障がい者等の生きづらさを抱える方々にとって、個々の特性を生かすことができる充実感や達成感を得ながら経済的自立につながる取組であると考えますが、農福連携の現状と、今後さらに広げていくための取組の方向性について村山農政部長にお伺いいたします。

8割社会と言われる中で、国の経済対策等を活用し、策定されました「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」について、今般、令和8年度当初予算を含めた第三弾として更新されましたが、第三弾の主な事業はどのようなものか。こういった観点に力点を置いたのか。田中産業政策監にお伺いいたします。

大都市から若者を呼び込むためには住まいの確保が必要であり、特に、移住を希望する若い世代には、手頃な価格で住むことができる中古住宅や戸建ての賃貸住宅が人気ですが、流通している物件が少ない状況です。

超高齢化社会に突入した今、独り暮らしの高齢者の問題が年々深刻化しており、令和4年版高齢社会白書によりますと、65歳以上の高齢者の世帯は2,558万4,000世帯で、全世帯5,178万5,000世帯のうちの49.4%を占めることが分かっています。そのうち65歳以上の独り暮らしの世帯は増加傾向にあり、2020年時点で671万7,000世帯、高齢者世帯のうち22.1%を占めています。

この傾向は今後も続くと見込まれ、2040年には896万3,000世帯となり、高齢者世帯の24.5%が独り暮らし高齢者となると推定されています。つまり、高齢者世帯の4世帯に1世帯が独り暮らしとなる計算です。住居費は、持家か賃貸かによって大きく異なりますが、内閣府による

と、65歳以上の独り暮らし高齢者の持家率は66.2%です。

一方で、地域では相続などにより空き家が増加していますが、特に高齢化が進んでいる中山間地などにおいては、今後ますます空き家の増加が懸念されることから、空き家になる前の取組が必要と考えます。空き家対策の現状と、空き家になる前に次の世代につなぐための今後の取組について栗林建設部長にお伺いいたします。

人口減少に歯止めをかけ、長野県が今後発展していくためには、若者をはじめとする大都市圏に暮らす人々を県に呼び込む必要があると考えますが、今後の取組について中村企画振興部長にお伺いいたします。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には4件御質問をいただきました。

初めに、農業への企業誘致における他県との差別化についてでございます。

農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、産地を維持していくためには、企業の誘致も担い手確保の一つの手段として捉えており、誘致に当たっては、本県の強みを最大限に生かし、他県との差別化を図ることが必要と考えております。

本県は、高温傾向が続く中でも、冷涼な気候を生かした高品質な農作物の生産が可能であること。標高差が大きく県内各地で多様な農作物が生産できること。3大消費地へバランスよくアクセスできる立地条件であることなど、他県にはない強みを有しております。

新年度は、地域計画に基づく地域の合意形成を経た上で、企業が活用できるまとまった農地などの情報を記載した農地カルテを新たに整備し、本県が持つ強みを組み合わせた積極的な企業誘致を進めてまいります。

続きまして、新たな視点による農地の有効活用の取組に対する考えについてでございます。

農地を遊休化させないよう有効に活用し続けるためには、従来のように農業者主体の取組だけでなく、他業種のポテンシャルやアイデアなどを農業に生かし、連携する取組も重要であると考えております。

現在、県内においては、棚田の米生産活動に企業が参画する地域貢献活動、菜の花やヒマワリなど景観作物を活用した観光誘客、食品企業が原材料確保の農場と加工工場、レストランを一体化した農業、工業、観光の連携など、他業種の多角的な視点を生かした農地利用の事例があります。

これらの取組は、農地の有効活用だけでなく、地域の活性化にもつながることから、今後も市町村やJAなどとも情報共有を行いまして、新たな視点を取り入れた農地の有効活用を支援してまいります。

続きまして、県産農産物の輸出促進に向けた取組についてでございます。

県では、信州未来共創戦略の中で、世界を視野に付加価値労働生産性を高めるとして、部局連携の下、2030年の県産農産物輸出額30億円を目指す旗とし、輸出拡大を図っております。

具体的には、海外需要が高いブドウや花卉、安定した品質が評価されている米を重点品目に設定し、バイヤーの招聘や現地でのプロモーションを積極的に実施するとともに、重点輸出先の台湾、香港、シンガポールに輸出支援員を配置し、海外から評価の高い農産物やその加工品を含め、取引の拡大を進めております。

また、本県の特徴として、県やJAグループ、卸売市場、輸出事業者等で組織する長野県農産物等輸出事業者協議会において輸出のノウハウを学ぶセミナー、海外実需と農業者を結ぶ相談会、輸出先国での販売促進活動と渡航費の支援などによる個々の農業者への支援にも取り組んでいるところでございます。

今後、海外マーケットの動向を的確に捉えながら、輸出を着実に促進し、農業者の所得向上を図ってまいります。

最後に、農福連携の現状と今後の拡大に向けた取組の方向性についてでございます。

県では、労働力が不足する農業者と障がいのある方の働く場の確保を目指す障がい者就労施設の双方に対してマッチングや実践的な助言を行うことにより、農福連携の理解促進と取組拡大を進めてまいりました。

県内では、農福連携に取り組む団体等の数は、令和6年度末時点で、農業経営体が127、障がい者就労施設が204と、いずれも5年前の令和元年度のおよそ2倍にまで拡大し、着実な広がりを見せています。今後、この取組をさらに広げていくためには、より多くの県民の皆さんに農福連携の意義を理解していただき、生産された農畜産物等を購入する行動等につなげていく必要があると考えております。このため、県ホームページ、SNSによる情報発信やPRイベントの開催など、県民の皆さんの理解醸成のための取組を健康福祉部と連携して積極的に進め、社会的な認知度をさらに高めながら農福連携の取組拡大につなげてまいります。

以上でございます。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には総合経済対策予算第三弾の主な事業と取りまとめの観点についてのお尋ねでございます。

総合経済対策に係る予算第三弾では、将来の社会構造の変化も見据え、中長期的な観点から取り組む必要のある家計の負担軽減等の暮らしを守り支える仕組みへの転換や、県内経済の構造転換を促進し、持続的な成長を実現するための未来に向けた投資などに力点を置いて取りまとめ、331億円余を計上したところでございます。

その主な具体的な事業としましては、家計可処分所得の向上を図るため、高等学校等就学支

援金の収入要件の撤廃と支給上限額の引上げや、低所得世帯・多子世帯を対象とした3歳未満児の保育料の軽減のほか、賃上げ環境整備のための中小企業の生産性向上に資する設備投資等への支援などを盛り込んだところです。

さらに、未来に向けた投資として、宇宙分野の研究開発支援の強化等を通じた企業の技術力向上をはじめ、投資会社との連携を通じたスタートアップの誘致・創出や、売上高10億円突破を目指す企業への総合的な支援などに取り組んでまいります。

これらの事業を第一弾、第二弾予算と一体的に展開するとともに、迅速な執行に努め、政策効果が早期に発現できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には空き家対策の現状と今後の取組について御質問をいただきました。

令和5年の住宅・土地統計調査によりますと、県内の空き家は20万9,000戸あり、このうち賃貸・売却用として流通している空き家や別荘を除くと9万2,000戸と、前回5年前の調査から8,000戸増加している状況であります。

県では、市町村が実施する空き家相談会に司法書士や宅地建物取引士などを派遣し、相談者の疑問に専門的なアドバイスを行うなど、空き家対策の主体となる市町村を支援しているところです。

また、高齢化により、今後は相続や施設への住み替えが進み、さらなる空き家の増加が懸念されます。今年度開催した司法書士などの専門家で構成される検討会議では、住宅の所有者に対して、空き家化のリスクや相続・信託など各制度の認知度を上げることが重要との御意見をいただいたところです。

これらを踏まえ、今後は、関係団体と連携したセミナーや相談会の開催を通じて、今住んでいる住宅を空き家にしないという意識を醸成するなど、空き家になる前に次の世代につなげる取組を進めてまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には大都市圏から人々を呼び込むための今後の取組について御質問をいただきました。

県では、今年度、移住・関係人口創出促進に向け、首都圏の移住相談体制の強化、仕事と暮らしを一体的に発信するイベントの拡大、信州ワーキングホリデーによる移住・二地域居住体験の提供等を実施してきました。この結果、移住したい都道府県ランキングでは20年連続1位

を獲得するなど、移住先としての評価は着実に高まっています。

また、日本全体でも人口が減少する中、複数の地域に関わる二地域居住が注目されており、本県は、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームで共同代表を務めるほか、全国で初めて二地域居住に関する県の計画である広域的地域活性化基盤整備計画を策定し、先駆的な地位を得ているものと認識しています。

国では、個人が住所地以外の地域に登録し、継続的な関わりを地域と築くふるさと住民登録制度の構築を予定しています。これに合わせて、県でも、独自の関係人口メンバーシップ制度（仮称）を構築し、都市部住民への情報発信や地域とのマッチングを行ってまいります。また、都市部の若者等が地域を複数回訪問し記事を発信する信州つなぐ物語事業の拡充など、関わり代をさらに広げてまいります。

長野県の優位なポジションに甘んじることなく、引き続き全力で移住・関係人口の増加に努めてまいります。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）御答弁をいただきました。

専門家によると、生成AIの発達が目覚ましいですが、これからは、現在の汎用型アプリケーションから、日本が技術を持つ業務特化型アプリケーションが半導体の部門を凌駕していくというふうに説明しておられました。

昨日、西沢議員から、職員の採用について、また職員の確保について質問がございましたけれども、長野県警では、報道によりますと、今現在、特別詐欺の報道が連日ありますが、地元の近くに住みたいという職員の方、また、実業団スポーツ選手の採用等を2027年度から手がけるそうでございます。やはり顔が知れた治安対策というのは大事でございまして、先ほど申し上げたとおり、地元から通いたいという職員もいるようであります。

時代が大きく変わる中、ミラノ冬季オリンピックでは、日本選手をはじめ県内の選手も大活躍しましたが、競技を見ると、まさに感動の中にも大変な時代の変化を感じるわけでございます。先ほど知事もおっしゃっていましたが、県政においても、大変な時代の変革の中で、変化を恐れず信頼を前に進める運営を望み、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団の藤岡義英です。よろしく願います。

民泊問題について質問します。

民泊需要が急増する一方、騒音、ごみ、マナー違反といった近隣トラブルが顕在化し、さらに許可を得ていない隠れ民泊がそうしたトラブルの温床となっています。

丸山県議も代表質問で取り上げられましたが、私からも3点質問いたします。

無許可・無届けの宿泊施設に対し、県では、建物の所有者への営業中止や許可取得の指導に加え、インターネット上で宿泊者を募る施設をAIも活用して把握し、営業許可の有無を確認する事業を昨年開始されました。この事業の導入前にはどのような状況や課題があったのか。また、導入後、現時点でどの程度効果を発揮しているのでしょうか。

民泊事業は、旅館業法によるものと住宅宿泊業法によるものの2種類があります。

まず、旅館業法に基づく簡易宿所について質問いたします。

旅館業法が改正され、従業員の駐在規定が緩和され、緊急時におおむね10分程度で職員が駆けつければよくなりましたが、軽井沢町などでは、こうした施設で、連絡がつかない、つながってもなかなか駆けつけてこない、夜間に対応してくれないなどのため騒音などのトラブルが常態化しています。

従業員が常駐しない駆けつけ型の宿泊施設において生じているトラブルについて抜き打ちで調査するとの答弁がございましたが、相手がいなければ調査できないとも思います。県はどのように対応しているのでしょうか。

続いて、住宅宿泊業法に基づく許可を得て営業している民泊施設についても質問いたします。

住宅宿泊業法による一戸建ての住宅の簡易宿所への用途変更が増え、第一種低層住宅専用地域での宿泊サービスも可能となり、軽井沢の別荘地などに不特定多数の宿泊者が出入りし、トラブルの原因となっています。メディアも深刻な社会問題として報じています。全国的な住宅宿泊事業の増加を受け、各地で条例改正による規制強化が進んでいます。

一つだけ紹介しますと、墨田区の条例は、事業者に対し、原則として金曜日正午から日曜日正午までの期間のみ営業を認めるという厳しい営業日の制限と、これまで無人で運営してきた小規模な民泊施設に対し実質的な有人管理を強く求める内容へと規制強化がされています。

県の住宅宿泊事業についても、それぞれの地域の実情に合わせて営業できるエリアの限定、営業日の制限、無人運営の禁止など、規制強化を検討すべきではないでしょうか。以上3点を健康福祉部長にお伺いいたします。

地球温暖化対策について5点質問いたします。

県は、ゼロカーボン戦略ロードマップシナリオに基づき、温室効果ガス削減の様々な取組を行ってきましたが、このままの進捗では2030年の60%削減の目標達成は困難だとして、条例改正も行いながら施策を着実に進めるとの方針です。

太陽光発電設置件数を、現状のペースの30年に、住宅屋根は12万件を22万件に、事業所屋根

は1.1万件を1.5万件に引き上げるとしてしています。そのために、延べ床面積300平方メートル以上の新築建築物へ設置義務を課すとしてしています。また、新築住宅は、高断熱・省エネ性能のZEH水準を義務化するとしてしています。

しかし、その建設費は、さらに400から500万円以上かかります。義務化だけでは、目標とする太陽光の設置件数も新築住宅ZEH100%も達成は難しいのではと感じております。

そこで、1点目。ゼロカーボン戦略の目標を確実に達成するため、支援策についても予算の拡充や内容の強化が必要ではないでしょうか。屋根ソーラーについての御見解を環境部長に、ZEH住宅についての御見解を建設部長にお伺いします。

二つ目です。2030年の目標の温室効果ガス排出量60%削減を達成するためには、様々な取組において市町村との連携を一層強化し、支援策や施策を一体的に進めていく必要があると考えますが、見解を環境部長にお伺いいたします。

三つ目です。太陽光パネルの廃棄については、2030年代半ばから廃棄量が急増し、埋立容量の逼迫が懸念されるなど、大きな課題となっています。国は、メガソーラー事業者パネル廃棄計画の事前提出、リサイクルの義務づけなど、使用済太陽光パネルのリサイクルに向けた制度案を検討していますが、パネル廃棄量が少ない中小事業者や住宅屋根のものに関しては対象外ようです。長野県としても、リサイクル技術を有する専門業者の育成を進めるなど、今から太陽光パネル廃棄への対策に着手すべきと考えますが、見解を環境部長にお伺いいたします。

四つ目です。SNS等では、メガソーラーの乱開発や太陽光パネルの大量廃棄、有害物質のリスクなどリサイクル問題が取り上げられ、太陽光発電へのネガティブな意見が広がっています。こうした情報によって設置意欲が弱まるのではと懸念しています。

太陽光発電は、屋根など既存スペースを活用でき、燃料費も不要で、長期的に安全な再エネであることを積極的に発信し、屋根ソーラーの設置促進に向けた県民世論を高めるべきと考えますが、環境部長に御見解を伺います。

五つ目です。追加議案として、ゼロカーボン基金へ新たに40億円を積み立てるとの提案が示されました。この40億円の活用内容について伺います。

また、基金として積み増すのではなく、関連事業の予算を抜本的に増額し、助成制度の拡充強化を図るなど、目標達成に向けて早期かつ積極的に事業化すべきと考えますが、これは知事に御見解をお伺いします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には3点お尋ねがございました。

初めに、無許可・無届けの宿泊施設の把握に関する事業についてでございます。

県では、これまで無許可・無届けの宿泊施設を毎年10件程度把握しておりましたが、そのほ

とんどが住民の方からの通報によるものであり、県として積極的に施設を探知することは、物理的にも、また職員の業務の効率性の観点からも限界があることが課題でございました。

そこで、無許可・無届けの宿泊施設のほとんどがインターネット上で宿泊者を募っている行為に着目し、その情報をAIを活用するなどして検索・収集する事業を昨年12月に開始したところでございます。この事業により、これまでインターネット上で収集した宿泊施設の情報はいずれも全体で4,871件と、職員が行うよりもはるかに効率的、効果的に多くの情報を収集することができております。現在、収集した情報と旅館業許可台帳、住宅宿泊事業届出台帳との照合を行っており、開設者、施設名、所在地等から、今後、無許可・無届けであることが確認された場合は、委託事業者や保健所において現地確認を実施し、必要な指導を行ってまいります。

次に、従業員が常駐しない旅館業法の許可施設への対応についてでございます。

これまで、旅館業法に基づく簡易宿所等における周辺的生活環境への悪影響に対しては、発生したトラブルの内容に応じて、管轄する保健所や地元自治体、関係機関が連携して、それぞれが所管する法令等に基づき指導等を行ってきたところでございます。

軽井沢町のケースでは、町と警察署と協議を重ね、地域住民の皆様の協力もいただくことで、実際にトラブルが発生している現場をしっかりと確認できるよう抜き打ちで調査する体制を整えるなど、地域の実情に合わせて、より実効性ある取組を進めてきております。

また、今般、国の旅館業に関する要領において、周辺的生活環境への悪影響に対しても旅館業法上も指導の対象とできること、そして、宿泊者だけでなく周辺住民からの苦情等にも適切に対応するように、事業者の連絡先を施設外部に表示することなどが追加されております。こうした点も踏まえながら、宿泊施設のトラブルが発生した際に従業員等が適切に対応するための一定の規制を設けることについても、今後、条例改正も視野に、検討してまいります。

最後に、住宅宿泊事業における規制強化の検討についてでございます。

現在、県では、住宅宿泊事業法に基づき、宿泊施設周辺的生活環境を保全する観点から、社会教育施設や医療・福祉施設の周辺区域、住宅地など事業を制限する類型を定め、市町村の意向を踏まえた上で、県条例等において事業の制限を行う区域や期間などを定めているところでございます。

議員御指摘のような、家主等が常駐しない、いわゆる無人営業ができない区域や期間の追加などの規制強化につきましても、引き続き市町村からの地域の実情に基づいた申出を踏まえ、対応してまいります。

また、県といたしましては、今後大幅な規制強化を新たに行う際は、地域住民と既存の民泊事業者双方に配慮いただくとともに、地域の合意形成を丁寧に行っていただくことも市町村に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には地球温暖化対策に関して4点御質問を頂戴しました。

まず、屋根ソーラーの支援策の予算の拡充や内容の強化についてでございます。

県としては、今般県議会に提出しました屋根ソーラー等再生可能エネルギーの導入義務化も考慮しながら、併せて支援策も拡充強化し、予算の確保に努めていく方針でございます。

まず、今年度から開始しました初期費用が必要ないゼロ円ソーラー事業者登録制度について、来年度は事業所向けにも拡大していく予定でございます。また、現在実施しております屋根ソーラーと組み合わせた蓄電池や、EVと住宅の双方向の充給電設備でございますV2Hの導入に対する補助につきまして、来年度からは、屋根ソーラーと組み合わせたEVの導入をメニューに追加しまして、EV導入の加速化とともに、屋根ソーラーそのものの普及にもつなげていくところでございます。

さらに、今年度から実施しております積雪地域に適した方法で設置します雪国太陽光設置モデル創出事業につきまして、今年度後半から設置要件を緩和し、さらに来年度も事業を継続していくこととしたところでございます。

加えまして、県内の多くの市町村が実施しております屋根ソーラー設置補助事業の情報を一元化したポータルサイトの充実を図りまして、その活用を促していくこととしております。今後もさらなる効果的な支援策を検討してまいり所存でございます。

次に、市町村との連携強化や施策の一体的な推進についてでございます。

温室効果ガス排出量6割削減という高い目標を達成するためには、市町村はもとより、県民、事業者にも広く呼びかけ、一体となって取り組むことが肝要でございます。

県では、これまでも、エネルギー自立地域創出に向けた市町村の計画策定の伴走支援や、地域共生型のソーラーシェアリング普及促進事業の優良モデル構築に向けた市町村との検討を行ってきたほか、市町村の小水力発電事業の計画策定の支援やノーマイカー通勤を呼びかけます信州スマートムーブ通勤ウィークの市町村との共同実施など、脱炭素社会づくりに向けて市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

今後は、さらに、新たに実施予定の家庭向け省エネ運動において、市町村と連携して住民への働きかけを行うとともに、トランジットモール等の整備によるウォークアブルなまちづくりを目指し市町村との協議を進めていくなど、連携を一層強化してまいり所存でございます。

続きまして、太陽光パネルの大量廃棄への対策についてでございます。

太陽光パネルにつきましては、今後、2030年代以降、全国で年間最大50万トンにも上る量が廃棄されていくと予測されておりまして、そのリサイクルの推進は喫緊の課題となっております。

す。

このような状況の中、国では、現在、太陽光パネルのリサイクル推進法案を検討しております。この中に、太陽光パネルの処理について、破碎して単純に埋立処分するのではなく、金属・ガラス資源として再利用可能な高度なリサイクルを推進するため、複数自治体にまたがる広域的な処理を行うことを念頭に、一定水準以上のリサイクルができる業者を国が認定する制度を盛り込む方針であると承知しているところでございます。

本年2月現在、県内には太陽光パネルの専用リサイクル施設を有する業者は2者あるところでございますが、県としましては、今後、リサイクル技術の高度化を図るとともに、県内事業者の新規参入を促すために、関係する部局・団体と連携しまして、国のリサイクル施設導入補助事業や高度なリサイクル技術等の情報を事業者提供していくほか、太陽光パネルの処理技術等に関する研修会を開催するなど、レベルの高い事業者の育成を図ってまいりたいと考えております。

最後でございますが、屋根ソーラーの積極的な情報発信についてでございます。

屋根ソーラーは、地上設置型のソーラーに比べ、自然環境への影響が少なく、多くの県民が既存の屋根を活用して導入できることから、県としてその普及を推進してきたところでございます。

これまで、ポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」を構築したほか、テレビCMや新聞広告、住宅雑誌への記事の掲載など様々な媒体を利用して、屋根ソーラーの環境への適合性や既存の空きスペースの活用といった点も含めましてその導入の意義やメリットの発信に取り組んできたところでございます。

今後は、ポータルサイトのさらなる充実を図るとともに、現在議会に提出しております再エネ設備の導入義務化の条例改正案を踏まえまして、屋根ソーラーを載せた家造りを始める層や、将来のユーザー候補でございます子供世代をターゲットにした斬新なリーフレットを作成するなど、屋根ソーラーの理解促進に向けた情報発信を強化し、建築物において屋根ソーラーの設置が標準であるという機運を醸成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私にはZEH住宅への支援策について御質問をいただきました。

ZEH水準以上の性能を持つ信州健康ゼロエネ住宅に対しましては、支給する助成金を2023年度に最大150万円から200万円に拡充するとともに、助成件数も毎年増やしております。また、来年度も今年度を上回る予算を計上しているところでございます。

ZEHの施工実績がない県内中小工務店に対しましては、着実に施工ができますよう、施工

解説書や動画を作成して講習会を行っており、来年度から新たに断熱実技研修会を開催し、技術力の強化を図ってまいります。

こうした支援策を通じまして、2030年度までの目標達成に向け、関係団体と連携してZ E H住宅を普及させてまいります。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）私にはゼロカーボン基金の活用内容と早期の事業化に対する見解という御質問でございます。

ゼロカーボン基金につきましては、平成26年度に企業局の売電収益の一部を原資として創設させていただき、令和3年度のゼロカーボン戦略の策定に合わせて総額10億円に積み増しし、再生可能エネルギーの導入支援やゼロカーボン関連技術の開発助成などに活用してきたところでございます。

今回40億円積み立てさせていただくゼロカーボン基金の活用内容といたしましては、信州健康ゼロエネ住宅の普及等によるオールZ E H化の推進や信州らしい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換など、既存施策の拡充にとどまらず、新たな施策の実施にも活用していきたいと考えております。

2030年度の排出量6割削減という目標達成が厳しい局面にある中、今回のゼロカーボン戦略の中間見直しを踏まえ、目標達成に向けて当初予算につきましても拡充を図らせていただいたところでございます。

加えて、今回、このゼロカーボン基金は、今後の機動的な財政投入による安定的な施策を実施していくため、これまでにない40億円規模で基金を大幅に積み増しさせていただくことといたしました。取組の加速化にしっかりつなげていきたいと考えております。

脱炭素化の推進には一刻の猶予も許されない状況でありまして、その実現は将来世代に対する責任でもあるというふうに考えております。今後とも積極的な事業推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君）民泊についてですが、先日、条例改正も視野に入れて検討していきたいと知事から御答弁がございました。御期待しております。

地球温暖化対策についてですが、複数の市町村の担当者から取組をお聞きしました。太陽光、蓄電池、E Vなどの支援策を実施している。これから導入を検討している。実は来年度で助成制度を終了させると、ばらばらな印象を受けました。県から連携の提起があればありがたいと

の声があったことも紹介いたします。

去年は、統計開始以降で最も暑い夏となりました。山火事も、極端な乾燥と強風が重なり、火災規模が大きくなる傾向だとのこと。気候危機と異常気象は国内でもかつてないスピードで深刻化、頻発化しており、ゼロカーボン戦略の目標達成は絶対条件です。

ここで、長野オリンピック開催時の交通総量30%削減を目標とした交通規制が教訓になるのではと思います、紹介いたします。

過去の資料や記事によりますと、県警や長野市、長野オリンピック組織委員会で組織する交通総量抑制推進会議が、選挙運動のように小まめに企業回りをを行い、マイカーの自粛、公共交通機関への乗換えを呼びかけ、チラシを386万枚配布。新聞、放送による広報活動も展開。その結果、期間中の長野市内の交通量は24時間で7%、午前7時から9時までは20%削減し、効果てきめん。交通規制が行われた周辺地域では37.2%がマイカーを自粛し、公共交通機関で通勤したと回答しています。本当に必要な事業だと県民が受け止めれば、協力が得られ、大成功した事例だと思います。

県は、これまで、ノーマイカー通勤を実施する事業者を募集して信州スマートムーブ通勤ウィークを実施し、期間中に削減した二酸化炭素排出量を公表するなど取り組まれてこられました。事業者だけでなく、広く県民にも協力を求めていくべきではないでしょうか。大胆な事業展開を期待しまして、次の質問に移ります。

SNS上などでの誹謗中傷や差別的な投稿が頻繁に問題となり、対策が課題となっています。こうした状況に対して、自治体の取組が広がり始めています。インターネット上での誹謗中傷から被害者を守ろうという条例は、まず群馬県で20年に導入されました。専門の被害者相談窓口を設置し、3年3か月の間に1,000件近い相談が寄せられているとのこと。

こうした条例は、昨年12月時点で全国で8府県に、市区町村レベルでは15自治体にまで広がっています。注目されるのが兵庫県と宮城県で、両県とも知事選をきっかけに条例制定の動きが始まっています。

兵庫県では、知事選の前後、特定の個人や候補者に対する誹謗中傷がSNS上に蔓延し大問題となり、昨年12月、インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例が成立しています。宮城県でも、知事選で候補者に対する誹謗中傷や虚偽情報がSNS上で広がり、社会問題となりました。選挙後、宮城県議会は、条例制定を目指す検討会を発足。罰則規定を盛り込むべきではと検討されているそうです。

長野県の場合は、人権全般を包括した条例を制定し、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止を規定し、ネット上の誹謗中傷や差別的な発言を禁止することを検討していると理解しています。

そこで、幾つか質問いたします。

兵庫県では、ネット上の人権侵害を、1、誹謗中傷、2、プライバシー侵害、3、不当な差別に分類し、不当な差別情報については、被害者の申出の有無にかかわらず、県が独自にネット空間をモニタリングし、県内の個人や集団に対する人権侵害情報を確認する仕組みを条例で規定しています。長野県としても兵庫県のようなモニタリング事業を検討しているのでしょうか。

鳥取県の条例では、全国初の罰則付条例が制定されました。SNS等上での誹謗中傷や差別的発言について、県民からの申出を受け、知事が有識者協議会の意見を踏まえて該当性を判断し、発信者に削除を要請する仕組みがあります。削除に応じない場合は削除命令を行い、なお従わなければアカウント名や氏名を公表し、5万円以下の過料を科すことができるとする内容です。

一方、本県の人権条例骨子には、削除要請等はあるものの、発信者が応じない場合の規定は確認できません。条例制定に向け、鳥取県のような罰則規定の導入も検討しているのでしょうか。以上2点を県民文化部長にお伺いいたします。

三つ目です。人権侵害行為とまでは判断が難しいフェイク・デマ情報への対応をどのように進めていくのか、伺います。

例えば、地元の新聞社やテレビ局と協定を結び、第三者的な組織によるファクトチェック体制を整えることも検討すべきではないでしょうか。また、独自にネット上の誹謗中傷やデマ情報を監視する民間への支援などの取組も必要ではと考えますが、知事に御見解をお伺いします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）2点御質問を頂戴いたしました。

まず、インターネット上の人権侵害行為のモニタリングについてのお尋ねでございます。

インターネット上の誹謗中傷や差別情報は、深刻な人権侵害につながるものであり、県としても大きな課題と認識しておりますが、情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないことが重要であると考えているところでございます。このため、表現の自由との調整を図る観点から、県では、法務省が違法性があると認めている同和地区に関する識別情報の摘示行為に限定してモニタリングを実施しているところでございます。

一方で、県が幅広い言動全般をモニタリングの対象とすることは、憲法第21条第2項の検閲の禁止の趣旨に抵触するおそれもあることから、慎重な対応が必要であると考えております。

続きまして、長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）におけるインターネット上の人権侵害への罰則規定の導入についてでございます。

現在検討している条例は、県民の人権意識を高めるとともに、人権尊重の理念や重要性を共

有し、人権が尊重される社会の実現を目指すものでございます。したがいまして、罰則という強制手段に訴えて人権侵害行為の抑制を図ろうとするものではなく、条例の骨子案には、御指摘のような罰則規定を設けておりません。

罰則規定を設けた鳥取県条例の取組は、先行例としてその運用状況や課題を研究していくべきものと考えておりますが、本県としては、まずは人権教育及び人権啓発、インターネットリテラシーの向上に向けた啓発等を推進することが何よりも大切であると考えております。

一方で、インターネット上の誹謗中傷や差別情報は大きな人権課題であることから、骨子案では、人権侵害行為に関する相談支援体制の充実に加え、県民が人権侵害行為を受けた場合に備えて、人権オンブズパーソン（仮称）を核といたしました救済体制を設け、当該情報の削除要請を含めた対応を行うこととしております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはフェイク・デマ情報への対応、そして第三者的組織によるファクトチェック体制について御質問をいただきました。

メディアや民間団体により自主的なファクトチェック活動が行われているということは承知しておりますが、こうした活動には、やはり中立性、公平性などが担保されることが必要というふうに考えております。

総務省においても、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会というものが開かれましたが、様々な主体によりファクトチェックが行われることはデジタル空間における情報流通の健全性確保にとって重要であるというふうにされた一方で、政府・公的機関などからのファクトチェック組織の独立性が確保されるべきというふうにされております。こうしたことから、こうした活動に県が関わるということについては慎重さが求められるというふうに考えております。

今、様々な情報がデジタル空間を駆け巡っている状況でございます。大切なことは、県民の皆様方が、インターネット上のフェイク情報、あるいはデマ情報に惑わされることなく、主体的に正確な情報に基づき判断ができるためのインターネットリテラシーを向上していくことだというふうに考えております。そのための様々な学びの場の提供、あるいは普及啓発に県としては取り組んでいきたいと考えております。

一方、選挙に関連してということではありますが、御質問の中にも他県の選挙の事例がございましたが、知事会においても選挙に関連してのフェイク・デマ情報についてはかなり高い関心を持っているところでございます。現在、地方自治・民主主義の確立に向けた研究会というものを設置させていただき、選挙制度の在り方についての議論を有識者の皆さんと一緒に深めて

いるところでありますが、その中でも、SNS等インターネットも含めた適正な選挙運動の在り方について論点の一つとさせていただいているところでございます。

一つ間違えると、民主主義そのものを覆すおそれがあるという深刻な問題だというふうに私としては考えておりますが、その一方で、言論の自由との関係で非常にセンシティブな問題でもあるというふうに考えております。

このフェイク・デマ情報等への対応も含めて、この知事会の研究会の場におきまして議論を深め、国に対する提言等につなげていきたいと考えております。

以上です。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君）長野県でも8月に知事選が行われます。誹謗中傷、デマ・フェイク情報に翻弄されるのではなく、正しい情報に基づき、政策論戦によって政治活動や選挙運動が行われる社会へ向かうことを希望し、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時57分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

竹村直子議員。

[1番竹村直子君登壇]

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。よろしく申し上げます。

初めに、広葉樹を含めた県産材について伺います。

県内の森林は主伐期を迎えており、森林県から林業県への移行を力強く推進するため、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例、長野県森林づくり指針に基づいて、主伐・再造林、県産材の活用、森林づくりのための人材の育成などを二百年の計をもって推進することが重要です。

昨年、会派で岩手県のノースジャパン素材流通協同組合を視察しました。ノースジャパンは、とても広い敷地いっぱいに針葉樹から広葉樹のあらゆる樹種の丸太を集積し、流通させている市場でした。理事長である鈴木信哉さんは信州ウッドコーディネーターをされていますが、長野県はもっと広葉樹を利用したほうがよいと言っておられました。

そこで、質問です。

広葉樹を含めた様々な樹種を扱う県内の木材市場の現状と課題について伺います。また、県

産の広葉樹の価値を高めるために、需要と供給のマッチングや、需要者、供給者双方が必要とする情報を適切に届ける取組をどのように進めていくのか、伺います。

県産材で主伐・再造林が最も進んでいるのは、価値の上がっているカラマツだそうです、カラマツ以外の樹種についても主伐・再造林を進めるためには、価格を上げる必要があると考えますが、県はどのように取り組んでいくのでしょうか。以上3点を根橋林務部長にお聞きします。

次に、元気づくり支援金について伺います。

これまで、元気づくり支援金を活用してきた方からお話をお聞きしました。ハード事業とソフト事業の合体で使えるので使い勝手がよい。補助率が高く財政基盤の弱い団体でも活用しやすい。3年度にわたって使えるので継続事業に活用しやすい。地域おこし団体での活用が可能になり地域活性化に役立った等の感想をいただいています。

令和7年度から選定基準が改定されました。従来 of 項目に加えて、事業の実施主体として単一の市町村域を越えて連携していることを要件とする「広域的に連携した事業」と、地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、かつ、補助金活用後の自走のビジョンを明確にした「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」という基準が設けられました。このことによって採択のハードルが高くなり、使い勝手が悪くなったとの意見を聞いていますが、そもそも元気づくり支援金が果たしてきた役割と課題についてどのように総括されているか、伺います。

近年は、元気づくり支援金と似た政策が市町村でも行われていて、元気づくり支援金に頼らなくても地域振興に取り組めるとのことですが、市町村独自の支援策の状況をどの程度把握できているのでしょうか。そのような支援策がない市町村に対しては元気づくり支援金が重要ですが、どのように考えているのでしょうか。

元気づくり支援金は、地域を元気にしたいという地域住民の思いを受け止めるもので、今後も継続してほしいと思っていますが、申請者が計画段階から相談できる体制を整えられているのでしょうか。以上3点を中村企画振興部長にお聞きします。

次に、畜産経営への支援について質問します。

松本食肉施設が廃止されることによる畜産農家の危機を回避するために、令和8年度予算において様々な支援策が講じられるということで、畜産農家にとってありがたいことと思っています。しかし、この何年かの急激な物価上昇に伴う資材や飼料の高騰と比較すると、特に豚肉の販売価格は価格転嫁には至っておらず、畜産経営を持続させることは困難な状況となっています。

そこで、畜産経営への支援について以下の質問をします。

他の食品製造業から廃棄される産業廃棄物を飼料に転換したり、産業廃棄物と畜産のふん尿を活用した肥料と飼料の循環によってブランド化を強化したり、地域循環型経営を支える異業種連携体制の構築を推進することで、長野県の畜産農家を応援することができると思います。地域内で発生する食品製造副産物を飼料や堆肥へ活用する取組を推進してはいかがでしょうか。また、食肉加工品の開発、販売において地域内の他業種、関連産業との連携に対する支援をしてはいかがでしょうか。

松本食肉施設の閉鎖により他の施設を利用することとなる生産者に対する影響緩和として、掛かり増し経費の2分の1の補助が示されていますが、出荷先が県外となると、ガソリンや高速料金だけではない経費増が想定されます。特に、輸送距離の延長により移動時間が大幅に長くなることで、運転業務に当たる賃金の上昇や人材確保難が想定されますが、それについてどう捉えているのでしょうか。

近年、猛暑による輸送中の出荷物の死亡事故が増加しています。飯田・下伊那からの出荷には中野市の北信食肉センターでも2時間以上かかります。道が渋滞すればもっと移動時間が延びることも想定しなければいけません。県外への出荷となると輸送時間が延び、個体の死亡リスクが上がると考えられますが、出荷輸送中の事故発生による影響について県はどのように考えているのでしょうか。

飯田と言えば焼き肉の街です。家庭でもお店でもおいしいモツなどの焼き肉が食べられる焼き肉文化を焼き肉店や精肉店が支えています。現在、モツなど内臓等の副産物についても円滑に出荷者側へ戻される流通体制が構築されていますが、今後、他の施設へ出荷した場合、地域ごとの商習慣によって新たなトラブルを生じさせる可能性があります。

飯田の焼き肉文化を守るためには、副産物の流通体制が必要不可欠です。県外施設へ出荷されたとしても出荷物が確実に県内へ還流されることが重要ですが、県はどのように考えているのでしょうか。以上4点を村山農政部長にお聞きします。

経費の増加など畜産農家の経営環境は極めて厳しい状況にあります。健全な生産体制を構築するには、飼育頭数の増加など生産力の強化に加え、着実な収益向上につながる生産物の高付加価値化が不可欠です。そのためには、ブランド力向上の取組が必要と考えます。県としてどのような支援を講じていくのでしょうか。阿部知事にお聞きします。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には広葉樹を含めた県産材につきまして3点の御質問を頂戴しております。

まず、県内の木材市場の現状と課題についてでございますが、県内には7か所の木材市場がございます。カラマツや杉に加えまして、広葉樹を含む多様な樹種が扱われております。中で

も、長野県森林組合連合会中信木材センターは広葉樹の取扱いに強みがございます。

一方で、県内では広葉樹を主体とした生産事例に限られることから、取扱量は他県の広葉樹主体の市場と比べて少なく、取引価格も伸びにくい傾向にあるものと認識しております。

続きまして、県産広葉樹の価値向上に向けた情報発信についての御質問でございます。

近年、良質な広葉樹は高値で取引されるケースも見られる一方で、こうした需給の情報が素材生産現場に十分に伝わらず、需要者が求める樹種や企画に応じた出材につながりにくい状況が生じているものと認識しております。

こうした状況を踏まえまして、供給者側である素材生産事業者に対しましては、関係者と連携し、広葉樹の活用事例でありますとか流通動向を共有する勉強会の開催、また、需要者側である家具・木工関係者に対しましては、信州ウッドコーディネーターによりまして、県内における広葉樹の流通状況等の継続的な情報提供などの取組を進め、関係者間の連携を強化することで、供給者、需要者の情報が双方向に行き渡る仕組みを構築し、県産広葉樹の価格向上と地域での利用拡大を着実に進めてまいりたいと考えております。

最後でございますが、カラマツ以外の樹種の価格向上への取組についてでございます。

木材価格の水準を向上させるためには、需要者が求める量や仕様に応じて安定的に供給できる体制づくりに加えまして、御指摘もございましたけれども、既に価格水準の高いカラマツを除く樹種につきましては、付加価値の高い製品開発と需要の創出が重要と考えております。

本県は、多様な樹種を有しておりまして、とりわけアカマツは資源量が豊富でございます。しかしながら、アカマツは、全国的に希少種とされる一方で、価格水準や採算面に課題があるものと認識しております。このため、今年度から市場調査に着手しておりまして、令和8年度には付加価値の高い製品開発等への支援を行うこととしております。

今後とも、こうした支援に加えて、普及啓発や魅力発信を強化いたしまして、カラマツを含めました県産材の利用促進と販路拡大を図ることで主伐・再生林の推進につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には元気づくり支援金について御質問をいただきました。

まず、元気づくり支援金の果たしてきた役割と課題についてでございますが、元気づくり支援金は、平成19年度の制度創設以来、4,000を超える地域づくり団体や市町村の自主的、主体的な取組を支援してきました。各団体の知恵を生かした活動が活性化するとともに、市町村の地域課題解決に向けた取組が促進されるなど、各地の地域づくりに寄与してきたものと認識しております。

一方、制度が長期に継続する中で、新規活用団体が減少傾向にあり、また、支援対象事業の継続性などの面でも課題が生じておりました。このため、昨年度、市町村と共に制度の在り方を検討し、支援対象の重点化などの制度改正を実施したところでございます。

次に、補助制度がない市町村に関するところでございますが、市町村独自の地域づくり団体等を支援する補助事業は、今年度75の市町村で実施されており、地域のニーズに細やかに対応する小規模事業などを支援していると認識しております。市町村独自の補助事業の有無にかかわらず、元気づくり支援金が地域づくりに果たしている重要な役割に鑑み、各地域振興局に総合支援窓口を置き、制度改正の内容や事業構築に向けた助言などきめ細やかなサポートを行っております。

最後に、元気づくり支援金の相談体制についてでございます。

元気づくり支援金の制度改正に合わせて、先ほど申しましたとおり、各地域振興局に通年の総合支援窓口を設置し、事業構築や他団体との調整、支援金を含む各種制度の活用など幅広いサポートを行っています。これを支えるべく、本庁でも、各事業課との連絡調整や好事例の把握、周知、地域づくりの実践者への紹介など、一体となった支援をしております。今後も、地域の皆様が制度を活用し、文字どおり地域の元気をつくっていただけるよう、県を挙げて取り組んでまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には食肉施設関連で4点御質問をいただきました。

まず、食品製造副産物の畜産への活用や食肉加工品の開発等における他業種等との連携の支援についてでございます。

価格の高止まりが続いている飼料の多くを海外に依存している現状において、食品製造副産物の利活用は大変重要と考えており、令和6年度から支援事業により活用を進めているところでございます。飼料としての活用が難しい食品製造副産物については、家畜ふんと混合して堆肥化することも考えられますが、水分含量などが課題になると捉えており、実例等の情報を収集しながら検討してまいります。

また、畜産農家が生産した畜産物について、地元の事業者と連携し、より付加価値の高い加工品として販売することは、地産地消の観点からも重要な取組と考えております。県としては、これらの幅広い取組にも対応するため、今定例会に提出させていただいた新たな畜産支援策により、生産者個々の経営改善に限らず、地域と連携した取組も後押ししてまいります。

続いて、松本食肉施設閉鎖に伴う掛かり増し経費の支援対象範囲についてでございます。

輸送経費につきましては、議員御指摘のとおり、燃料代や高速料金、運転手の人件費など

様々な要素があるほか、輸送形態が多様であると認識しております。このため、生産者からも実態をよくお聞きし、具体的にどのくらい増加するのかなどを把握しながら、実態を踏まえた支援の制度設計をJAグループや市町村と連携し、検討していくこととしております。

続きまして、家畜輸送中の事故発生リスクに対する県の考えについてでございます。

生産者説明会において、長距離輸送により輸送時間も延びることで、家畜の死亡リスクが高まるのではないかと不安や心配の声を伺っております。このため、県では、長距離輸送をしている他県の事例を収集しておりますが、過密輸送の防止など輸送方法についてしっかりとした対策を講じれば、輸送中の事故が著しく増加することはないとお聞きしているところでございます。

このような現状を踏まえ、新たな畜産支援策では、暑熱対策を講じた大型車両の導入など、輸送する家畜の快適性の向上に資する取組も支援することとしており、本事業を積極的に活用いただくことで、懸念される輸送事故の低減を図ってまいります。

最後に、屠畜後の精肉・内臓等の県内への還流に関する県の考えでございます。

新たな食肉流通体制の構築に当たっては、精肉や内臓などの取扱いに大きな影響が出ないよう、屠畜先の選定を行うことが重要との考えの下、取組を進めているところでございます。現在、JAグループでは、中野食肉施設の最大限の活用を含め、県内外の食肉施設で屠畜された家畜の枝肉や内臓を県内の施設へ搬入して加工できるよう、屠畜先の調整を行っているところでございます。これにより、県内で生産された家畜の精肉や内臓は、これまでどおり県内で安定的に流通されるものと捉えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には県産畜産物のブランド力向上に向けた県の支援について御質問をいただきました。

今般取りまとめました畜産業の持続的な発展に向けた支援策におきましては、生産性向上への支援に加え、県産畜産物のブランド価値向上を重要な柱の一つとして位置づけ、取り組んでいくこととしているところでございます。

県産畜産物には、信州プレミアム牛肉のように県が認定制度を設けているブランドのほか、生産者の皆様がこだわりを持って生産されている独自のブランドがございます。このため、畜種ごとの特性、生産者の個性や独自性、こうしたものを生かしたブランド化とそれに対応した支援策を講じていくことが重要だと考えております。個々のブランドを大切にしつつ、地域として、また、県全体としてどのようにブランド力の向上に取り組むことが望ましいのか、生産者の皆様や食肉流通事業者の皆様方と一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）それぞれ御答弁をいただきました。

広葉樹を流通させるためには、目利きのできる人が必要だと考えます。県として目利きのできる人材を育てるよう要望します。

ある村長から、元気づくり支援金は、地域づくりの種まきをするものだと言われました。地域の活性化の種まきができて大きな実りになるよう活用していただきたいと思います。元気づくり支援金は、提出する書類がたくさんあり、作成が大変だそうです。その点もしっかり相談にに応じていただき、県民の地域振興に役立ててもらえるよう、体制の充実を引き続きお願いします。

松本食肉施設の廃止に伴い、多くの畜産業者が抱えている不安を安心に変えて、畜産業の振興とおいしい信州産のお肉が引き続き県民の食卓に上がることを願い、また、焼き肉の街飯田がさらに盛り上がるよう、充実した支援をお願いします。

次に、生活保護の生活扶助基準改定に係る最高裁判決を踏まえ、令和7年度2月補正予算にある生活保護費について質問します。

2013年から2015年にかけて行われた生活保護基準の大幅な引下げについて、最高裁判所は、昨年6月27日、生活扶助基準の引下げ改定を違法とし、保護費を減額する処分を取り消す判決を言い渡しました。最高裁判所が、国の対応に対し、適切な検討を欠いていたと判断したことを受け、国は、対象となる受給者への追加給付を実施する方針を示しました。それが今回の補正予算に生活保護費等の追加給付として3億1,465万円計上されています。

3億1,465万円のうち1億4,000万円余りが実際の給付金に使われる金額で、差引き2億円ほどがシステム改修費や発送委託などの事務経費ということです。結果、違法な減額措置を行ったことでこのような大金が各都道府県で使われることになるのです。県は町村の事務だけなので、各市を含めればもっと莫大な金額が使われることとなります。減額措置などしなければ使う必要のなかった事務経費といっても過言ではありません。

そこで、伺います。

今回の追加給付に伴い、県としてはどのような考え方の下で予算編成を行ったのでしょうか。県として具体的にどのように対応していくのでしょうか。以上2点を笹渕健康福祉部長にお聞きします。

次に、女性活躍についての質問です。

現在、第6次長野県男女共同参画計画が策定中ですが、2月20日までのパブリックコメントが締め切られ、どのような意見が寄せられているのか、関心のあるところです。計画について、

女性活躍に関連した様々な目標があります。達成するための県の今後の具体的な取組や意気込みを直江県民文化部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、生活保護費の追加給付に係る予算編成の考え方についてでございます。

県としては、今回の最高裁判決を生活保護制度の根幹に関わるものとして重く受け止めております。追加給付につきましては、国が判決の趣旨に基づき、生活保護法の規定に沿って対応するものと認識しており、生活保護制度における国と地方の役割分担を踏まえ、県としても対象となる受給者への給付を遅滞なく確実にを行うことが重要であると考えております。

給付に必要な経費を早期に確保するため、対象世帯数と国が提示する1世帯当たりの平均的な給付見込額から必要額を算定し、2月補正予算に計上して御審議いただいているところであり、御承認いただけましたら速やかに給付に向けた手続を進めてまいります。

次に、追加給付に係る具体的な対応についてでございます。

平成25年当時から引き続き生活保護を受給している世帯につきましては、福祉事務所の取扱いとして、申請の手続がなくとも追加給付を行うこととしております。

一方、既に保護廃止された世帯につきましては、当時の世帯主からの申請により対応することとしており、該当される方に必要な手続を進めていただけるよう周知に努めてまいります。また、御不明な点がある場合には、国の相談センターやお近くの福祉事務所へお気軽に御相談いただけるよう案内してまいります。

具体的なスケジュールにつきましては、現在、国において地方の意見も取り入れながら調整が進められているところであり、県としても、そうした動きを踏まえ、実施時期の見通しを立ててまいります。あわせて、給付額を正しく算定するための生活保護システムの改修や問合せ対応、通知の発送等に必要な人員の確保など、実施に向けた準備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には第6次長野県男女共同参画計画案の具体的な取組についてお尋ねを頂戴しております。

計画案では、地域、職場、意識改革、安全・安心、推進体制の五つの重点目標を掲げ、県として目標達成に向けた方向性を明確にしております。

具体的な取組として、県のあらゆる施策にジェンダーの視点を反映するジェンダー主流化を進めます。また、地域で女性参画が進まない要因の調査、企業等における働きやすい職場環境づくりや女性リーダー育成への支援、男女共同参画センターの講座による固定的性別役割分担

意識の解消に向けた取組などを総合的に進めてまいります。

あわせて、第6次計画からは、DV防止基本計画と女性支援基本計画を統合した計画とすることによりまして、困難な問題を抱える女性への支援を幅広いジェンダーギャップ解消施策と一体的に推進いたします。令和8年度は、DV被害者支援の新たな取組として、加害者の意識変容を促し、再発防止を目指すDV加害者プログラムを実施する体制整備を進めます。

さらに、計画の実効性を高めるため、知事を本部長とする男女共同参画推進本部を中心に施策のPDCAサイクルを強化し、確実な前進を図ります。庁内はもとより、市町村、企業、関係団体とも連携して、計画案に掲げた目標の達成に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君） 御答弁をいただきました。

今年1月15日に、国及び厚生労働省に対し、「生活保護費の減額処分を取り消した最高裁判決に従い、全面的な補償措置をすみやかに実施することを求める弁護士共同声明」が1,300人の弁護士から出されました。減額措置以前の水準に戻す、すなわち減額した分を全て遡及給付することを求めた判決なのに対し、厚生労働省は、新たな基準を設けて減額を続けようとしています。幾ら制度上に自治体負担があるとはいえ、国が全責任を持って対応すべき事態であると考えます。

国の対応は、原告のみにデフレ調整分満額を給付し、原告以外には新たに設けた基準での給付となるそうです。原告と原告以外に金額の差があるというのは、法の下での平等を逸脱していると思います。しかも、新たな減額調整が設けられたということは、依然として2013年の水準より低い生活保護費となります。昨今の物価高で、お米をはじめとした食料品の価格も高騰しているこの社会において、2013年以前の水準で文化的な生活ができるのでしょうか。知事には、政府に対し知事会からも意見を言っていたきたいと申し上げます。

加えて、世帯主からの申請でないと現在もらっていない人はもらえないということで、広報をしっかりとっていただきたいということをお願いいたします。

第6次長野県男女共同参画計画を策定するに当たり、基礎資料を得るために実施された男女共同参画に関する県民意識調査があります。これは、令和6年8月から9月にかけて18歳以上の県民に対して行われたものです。

その中に、次のような質問があります。それは、「女性の社会参画が進みつつありますが、町内会や自治会の長、PTA会長などには、まだ、女性が少ないのが現実です。このような方針決定の過程に、女性の参画が少ない理由は何だと思えますか」という問いです。

その答えには、そもそもやりたい女性が少ない。男性に任せておけばよいという女性の意識。

女性が手を挙げないというような、女性自身がやりたくないという答えがたくさんありました。そう答えているのは女性も男性もいます。

私も、そう思うところもあります。私自身、今はこのような立場ですが、自治会長やPTA会長のよう表に出て人前でしゃべるなんてやりたくありません。裏方で支えることのほうが気が楽ですし、一番は慣れていないからです。

しかし、学生の頃から人前で自分の意見を堂々と話す機会がたくさんあれば、女性でもできるはずだと思います。現在活躍している若い女性はその調子で伸び伸びと生きられるよう、引き続き県が率先していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、木曾郡選出の大畑俊隆です。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

近年、人口減少を背景に、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、地方交付税の算定構造そのものが将来にわたって安定的とは言い切れない状況にあります。本県においても、経常収支比率は92.6%と高い水準で推移し、県債残高は約1兆5,000億円余に上るなど、財政の硬直化が進んでいると認識しています。

こうした中で、大企業、中堅企業の経営状況は好調で、法人関係税収も上振れとなっており、県の予算編成においては、一般財源は昨年度当初予算と比べ420億円増加の見通しはあるものの、単なる歳出抑制だけではなく、県内経済の成長を通じて自主財源そのものを強化していく視点がこれまで以上に重要になると考えております。

そこで、以下、質問をいたします。

財政の硬直化を踏まえた法人関係税の位置づけについてですが、本県財政は経常収支比率が高止まりする中、自由に使える財源が限られており、政策的経費の確保が容易でない状況にあります。法人県民税及び法人事業税は、自主的財源の中核的な税目である一方、県内中小・小規模事業者の赤字決算が多いのが現状です。そこで、県財政運営において法人県民税及び法人事業税をどのような位置づけで認識しているのか。須藤総務部長に伺います。

続いて、歳入構造改革の視点による財政運営についてですが、本県の財政運営は、これまで、国庫支出金や地方交付税措置を前提とした枠組みに大きく依存してきた面があると考えます。しかし、経常費収支比率が92.6%に達する状況下では、こうした枠組みだけでは新たな政策課題や成長分野への投資を十分行うことが年々難しくなっているのではないのでしょうか。今後は、本県の財政運営に係る視点を見直し、県内経済の成長を通じて税収そのものを増やしていく、言わば歳入構造改革が必要と考えます。

そこで、産業振興施策を単なる歳出項目として捉えるのではなく、法人関係税の増収につながる施策としてどのように位置づけ、関与していく考えなのか。須藤総務部長に見解を伺います。

続いて、成長分野への投資に対する成果検証の仕組みについてであります。国の補正予算を活用した今回の成長分野への投資は、将来の税収増や付加価値創出につながる投資的性格を有する予算であると考えます。一方で、こうした投資が将来的にどの程度成果を生んだか検証していくことが極めて重要であります。

令和8年度当初予算の重点項目の一つに、生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化を位置づけていますが、事業実施後に、将来的な税制への波及といった観点から、企業の売上拡大や付加価値創出をどのような仕組みで成果検証していくのか。須藤総務部長に伺います。

次に、国の積極財政と地方財政の影響についてですが、近年、地方財政は、社会保障関係経費の増加や、物価、人件費の上昇などを背景に、自由に使える財源が縮小し、財政の硬直化が進んでいる状況にあると認識しています。こうした中で、高市政権が掲げる責任ある積極財政による経済成長の推進や物価高に対応した政府の総合経済対策については、国内経済の底上げという観点から評価できるものと考えます。

一方で、その政策の中には、軽油引取税など地方税収に直接影響を及ぼし得る議論や、消費税の扱いをめぐる減税論、さらには所得税、住民税の定額減税のように、地方財政運営に影響を及ぼす施策も見受けられます。特に、消費税は地方消費税や地方交付税原資に関わる税であり、また、軽油引取税は都道府県の重要な自主財源であることから、こうした国の動向が地方財政に与える影響は決して小さくないと考えます。

そこで、阿部知事に伺います。

地方財政の硬直化が進む中で、高市政権が掲げる責任ある積極財政は、消費税や軽油引取税など都道府県の財源にも影響を与えると考えますが、全国知事会長として、地方を代表する立場から、高市政権が進める責任ある積極財政をどのように評価しているのか、お伺いします。また、国の総合経済対策や税制議論が、地方交付税の在り方や法人関係税への増収見通しを含め、今後の地方財政にどのような影響を及ぼすと認識されているのか。知事の見解を伺います。

次に、県の歳入構造改革に最も関係する成長産業の構築について順次質問してまいります。

我が国の経済は、足元では企業収益の改善や賃上げの動きが見られる一方、地方までその効果が波及しておらず、地域間格差や産業構造の脆弱さが顕在化しています。長野県においても、製造業を中心に、高い技術力を有する企業が集積している反面、人口減少、人手不足、エネルギーコストの上昇など構造的課題に直面しています。

こうした中、国は17の成長分野を示し、地域未来基金をはじめとする約4,000億円規模の施

策を通じて、地域における成長産業の創出と強い経済への転換を進めようとしています。長野県としても、この国の動きを的確に捉え、県の強みを生かした産業政策を進めていくことが今まさに問われていると考えます。

そこで、以下産業労働部長に、最後に知事に質問いたします。

まず、国が17の成長分野を示していますが、県の人材、財源に限りがある中で、全ての分野に同時に取り組むことは現実的ではないと考えます。そこで、県として重点的に取り組む分野をどのように選択していくのか。現時点での考えを米沢産業労働部長に伺います。

続いて、工業技術総合センター5億円補正予算の内容及び狙いと、国の地域未来基金との連携についてです。

国では、地域未来基金4,000億円をはじめとする大規模な支援策を通じて、成長分野に特化したクラスター形成を進めていくとしています。本県においても、本年1月補正予算では、工業技術総合センターに約5億円の投資的予算が措置されましたが、この補正予算は主にどの分野を想定して措置されたものか。また、この補正予算により、県内企業に対しどのような技術支援や研究開発支援を行おうとしているのか。さらには、工業技術総合センターの取組が、今後県が策定する地域未来戦略にどのようにつながり、将来的に地域未来基金等の国の大型支援を呼び込むための基盤となり得るのか。以上を併せて米沢産業労働部長に見解を伺います。

次に、フィジカルA Iの成長分野へ県内のものづくりの力が進出することについてであります。

県内経済の優位性は、例えば、諏訪・上田地域は製糸産業から精密機械へと転換し、地元根づいたものづくりのポテンシャルの高い地域です。生成A Iの次にフィジカルA Iと言われることから、研究機関や民間主導で国、県が支援してクラスターを構築し、自立ロボットの開発など先進的に取り組んでいる大手企業と協働し、産業を興していくことが重要と考えます。

例えば、一例では、川崎重工は、産業用ロボットとして溶接、組立て、輸送など高度な動作を高精度でこなすだけでなく、A Iによる視覚認識や自律制御との統合を進めています。特に、人と協働するロボットや医療ロボット「hinotori」などは、フィジカルA Iが求める安全性、判断力、精密動作を兼ね備えた象徴的な領域であるほか、ソフトバンクと協業する安川電機、NVIDIAとの協業を発表したファナックなど、自立ロボットに将来の可能性を見いだしてきています。

そこで、このフィジカルA Iでは、中国が先進国であるものの、日本のものづくりの力を結集すれば大きな産業として発展させる力があると考えますが、県としてフィジカルA Iをどのように捉えているのか。また、県内のものづくり産業によるフィジカルA Iへの取組を促進するため、工業技術総合センターでどのような取組を行っていくのか。以上、米沢産業労働部長

に見解を伺います。

次に、県経済を強い経済へ導く知事の戦略判断についてですが、これまで、成長分野への対応や工業技術総合センターへの投資等について産業労働部等の取組を伺ってまいりましたが、これを踏まえ、知事に伺います。

国が示す成長戦略の下で、長野県経済を今後どのような方向へ導き、強い経済をどのような姿として実現していくのか。また、先進的な企業と組んで県内経済をリードする成長戦略を講じ、県内事業者の技術を最大限に生かした産業づくりを目指すべきと考えますが、知事の戦略的な考えを伺います。

続いて、成長分野ではない既存の県内中小・小規模事業者の再興について質問をいたします。

我が国の経済は、長く続いたデフレ局面からインフレ基調へと転じつつあり、実質賃金の回復や中間層の可処分所得の増加、そして消費の拡大、景気の好循環につながることを期待されます。

地域経済にとっても重要な分岐点にありますが、長野県内に目を向けると、中小・小規模事業者の約7割が赤字経営とも言われ、物価高、原材料価格の上昇、輸入部材の高騰、さらには価格転嫁の難しさに直面しています。

特に、地域の雇用を支えてきた中小・小規模事業者においては、景況感の改善を実感できないのが実情です。この局面において、成長分野への投資と同時に、既存の中小・小規模事業者の再生と構造転換を進めることこそが県内経済全体の底上げをする鍵であると考えます。

そこで、今回、国の100億円宣言に伴い、県として売上高10億円突破を目指す企業の成長を後押しするため、10億円企業の創出と成長期待分野をはじめとする地場産業の稼ぐ力を強化するプロジェクトを予算2億6,000万円余で行っていくとしています。こうした取組は、県内経済全体の成長を強め、県全体の景況感を取り戻していくためには大変有効と考えます。

一方、中小・小規模事業者の融資偏重から脱却していくための中小・小規模事業者再生への考え方について質問いたします。

県では、これまで、資金繰り支援として、有利な制度融資を通じ、中小・小規模事業者を支援してきましたが、賃上げや積極的な設備投資、事業転換に踏み出すための手段にはなりにくいという現実もあります。今後、中小・小規模事業者が自立した経営を行い、従業員の賃上げや投資のための経営改善を進められるよう、県として、融資に加えて、どのような支援の在り方を考えているのか。米沢産業労働部長に伺います。

次に、価格転嫁、賃上げ、事業承継を一体で支える構造改革についてですが、中小・小規模事業者の多くは景気変動や物価高、輸入仕入価格の上昇等に大きく左右される一方、取引慣行や競争環境の中で価格転嫁は極めて困難な状況に置かれています。また、高齢化により事業承

継が進まず、店を閉じたくても閉じられない事業者や、コロナ禍での無利子融資の返済に苦しむ事業者も少なくありません。

県では、商工会、商工会議所や金融機関と連携し、賃上げ支援や事業承継支援に取り組まれています。今後はより一層踏み込んで価格転嫁、賃上げ、事業再編、事業承継を一体として進め、硬直した経営構造からの脱却を支援する必要があると考えます。

そこで、県経済は、今、成長分野への投資を進める好機であると同時に、中小・小規模事業者の再生と構造改革を進めなければその果実が県全体に行き渡らない局面にあると考えますが、成長分野への戦略的投資と並行して、中小・小規模事業者の再生と構造改革をどのように進めていき、既成概念や従来の枠にとらわれない支援策をどのように講じていくのか。米沢産業労働部長にお伺いします。

最後に、地域医療における総合診療医の育成について伺います。

本県の人口10万人当たりの医師数は255.4人で、全国平均の267.4人を下回り、全国31位となっています。本県の医師数は増加しているものの、人口当たりの医師数は全国平均を下回り、地域や診療科の偏在が大きな課題であると考えます。特に、木曽地域は、県内でも人口減少と高齢化が著しく、慢性的な医師不足や医師の高齢化、そして、働き方改革の影響により医療提供体制の維持が困難になりつつあります。木曽郡唯一の入院機能を担う木曽病院においても分娩が休止となるなど、医師確保の難しさが浮き彫りとなっています。

県では、ドクターバンク事業や修学資金貸与医師、自治医科大学卒業医師の配置により、地域や診療科の偏在是正を図っていますが、今後は求められる医療への効果的な医師の配置と、人材育成や対面診療を補完する仕組みの組合せが重要と考えます。

都市部には経験豊富な医師が集まる一方、中間山間地域には集まりにくい。大学医局であっても、強制的に配置できる時代ではありません。だからこそ、来てもらえる仕組みと働き続けてもらえる環境づくりがこれまで以上に重要だと考えます。

そこで、地域医療における総合診療医の育成について伺います。

木曽地域では、高齢化の進行と疾患の複雑化により、外来、入院、救急を幅広く診ることができる総合診療医の役割が極めて重要と考えますが、県内では専門研修医が増加している一方、中山間地域を支える総合診療医の配置は十分とは言い難い状況にあります。中山間地域をはじめとする地域医療を支える人材として、総合診療医を計画的に確保育成していくことが必要であり、県内の総合診療医の現状と課題、県の取組について笹渕健康福祉部長に伺います。

また、高齢者人口がピークとなる2040年に向けて、総合診療医の育成を戦略的に進めていくことが重要と考えますが、木曽地域をはじめ過疎化が進行している地域を含め、県全体に対する施策について今後の方向性を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、県の財政運営における法人関係税の位置づけについてでございます。

県税は、県の歳入全体の約4分の1を占めており、自主財源の根幹をなすものであります。そのうち、法人県民税と法人事業税は約3割を占め、県の財政運営を支える主要な税目であることから、県としても積極的に産業振興を図ることにより、その安定的な確保を図ることが重要であるというふうに認識しております。

次に、産業振興施策に関し、法人関係税の増収につながる施策としての位置づけや関与についてでございます。

産業振興施策などを通じて地域経済の発展を促すことは、将来の安定的な税収確保につながる税源涵養の観点からも重要な取組であります。県といたしましては、総合経済対策を策定し、その柱の一つとして成長投資等による経済構造の転換を位置づけております。成長が期待される分野への重点的な投資やスタートアップの創出、生産性向上に資する設備投資への支援などを盛り込み、企業の発展、成長を後押ししてまいります。これらの施策を通じまして、法人関係税をはじめとする税収基盤を強化し、自主財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

3点目でございます。税収への波及という観点での事業の成果検証についてでございます。

しあわせ信州創造プラン3.0では、労働生産性、製造品出荷額、製造業の従業者1人当たり付加価値額などを達成目標として設定しており、これらを向上させることにより、将来的な税収の増加につながっていくものと考えます。事業の成果検証に当たりましては、毎年度実施する政策評価におきまして達成目標の進捗状況を判定し、取組の成果と課題を把握、分析しております。

こうした評価結果を踏まえまして、次年度以降の事業構築に反映させることでより効果的な施策となるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点の御質問をいただきました。

まず、高市政権が進める責任ある積極財政への評価という御質問でございます。

施政方針演説の中におきましても、高市総理は、責任ある積極財政についてかなり言及されていらっしゃると思います。危機管理投資と成長投資により世界共通の課題解決に資する製品、サービス、インフラを開発し国内外に提供することで日本の成長につなげていく。そして、暮らしの安全と安心を確保し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税

率を上げずとも税収が自然増に向かう強い経済を構築するというふうに述べていらっしゃると思います。こうした好循環が実現すれば、長野県の経済、財政にとってもプラスに作用し、しあわせ信州創造プラン3.0が掲げる豊かな社会の実現にも資するものというふうに考えております。

特に、地域未来戦略は、地方公共団体、我々都道府県との関係が深い戦略でございますが、これについては、去年の国と地方の協議の場に高市総理も出席していらっしゃいましたが、私からは、知事会長として大いに期待しているというふうに申し上げさせていただいたところでございます。

地域未来戦略については夏頃までに取りまとめていくという形になっておりますが、地域ごとの戦略産業クラスター計画については、知事とも連携しつつ策定していく。地域産業成長プランは知事主導で策定していくといった方向性が示されておまして、我々都道府県としては、国ともしっかり連携して取り組んでいくことが重要だというふうに考えておりますし、我が国の経済力の強化に責任を持って取り組んでいくことが必要になってきているというふうに受け止めております。

その一方、積極財政を進めていく上では、財政の持続可能性も重要だというふうに考えております。国においては、マーケットからの信認確保に努めていただくとともに、地方の財政運営にも十分配慮して取組を進めていただきたいと考えております。

続きまして、国の経済対策や税制議論による地方財政への影響についてという御質問でございます。

国の経済対策等によって経済成長が実現すれば、法人関係税をはじめとする税収増につながり、地方財源の充実に資するものというふうに考えております。

これまで、国においては、補正予算における重点支援地方交付金の大幅な拡充や、令和8年度地方財政計画における一般財源総額の増額確保を行うなど、我々地方の財政運営にかなり配慮をいただいているものというふうに受け止めております。

税制改正に関しては、いわゆる軽油引取税等の暫定税率、あるいは環境性能割の廃止に伴う令和8年度の減収については地方特例交付金により全額補填する形になっているところでございます。

今後、消費税減税についても国民会議等で議論が行われるものというふうに考えておりますが、国においては、地方の財政運営や安定的な行政サービスの提供に支障が生じることがないよう、代替となる恒久財源の確保も含め、我々地方の意見を尊重し、丁寧に議論を進めていただきたいと考えております。

続きまして、県経済を今後どの方向に導き、強い経済をどのような姿で実現していくのか所見を伺うという御質問でございます。

政府においては、経済安全保障などの危機管理投資と先端分野への成長投資を強化し、雇用、所得、消費、企業収益が好循環する強い経済の実現を前面に掲げており、県としても、国と連携し、また国の政策を活用して産業政策のさらなる充実に力を入れていくことが重要だと考えております。

他方、我々地方として真に豊かな社会を実現していくためには、資本や人材の都市集中の是正、また、各地域に豊富に存在しているグリーンエネルギーの自給率の向上、さらには物流や産業用地等のインフラの整備投資、こうしたことについて政府と地方が一体となって取り組んでいくことが必要になってきているというふうと考えております。こうした課題につきましては、国に対して積極的に問題提起し、地域経済の潜在力を引き出す施策を推し進めていただけるよう働きかけていきたいと考えております。

県としても企業の競争力と収益力の向上を図り、その成果が賃金の上昇や安定した雇用の確保につながるよう取り組むことにより、県民の皆様一人一人が真に豊かな社会、豊かさを実感いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

最後に、先進的な企業と組んで県内経済をリードする成長戦略を講じ、県内事業者の技術を最大限生かした産業づくりを目指すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

危機管理投資と成長投資により日本の成長につなげていこうという政府の方針を踏まえれば、グローバル企業や先端技術を有する企業などとの連携が不可欠であるというふうと考えております。そのため、各分野で先端を行く県内外の企業とのコラボレーションにより分野ごとの産業集積地をつくっていくことや、グローバルに展開されている県内の企業と連携することにより世界で勝負できる産業クラスターを形成することなど、こうした進んだ産業政策に取り組んでいくことが重要になってきているというふうと考えております。

また、そうしたことを実現するためには、各分野に精通し、世界市場で成功体験を有するような企業や専門家の方々が有するネットワーク、知見をお借りするとともに、国の成長戦略としっかり歩調を合わせ、国とも十分連携をしながら対応していくことが必要だと考えております。このような取組を通じて、県内産業の成長に確実につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には5件御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、重点的に取り組む分野を今後どのように選択していくのかというお問い合わせです。

本県には、既に強みと呼べる集積した産業構造が存在しています。また、地政学的な優位性

や、他県に比較して強みと呼べる豊かな自然環境などが存在しています。

今回、日本成長戦略本部において示された17の戦略分野は、このような長野県の強みを生かして、さらに本県産業を成長に導くことが期待される分野が数多く存在しています。このため、今後策定される地域未来戦略では、本県の強みを生かし、国の成長戦略と歩調を合わせながら、県内企業の収益力や競争力の強化、さらには雇用の確保や賃金の上昇につなげるべく、高付加価値型経済産業構造への転換を図っていくことに適した産業分野を選択していこうと考えています。

一方で、挑戦しない国に未来はない、そして成長も生まれないと言葉どおり、本県産業においてまだ強みとはなっていないが、本県の特性を生かして今後の成長が見込まれる分野に果敢に挑戦することも必要であると考えています。

今後は、国における制度設計や産業界など関係者の皆様の御意見をイノベーション推進本部会議の機会などを通じてお聞きしながら、本県産業の成長にとって最も効果的な分野を選択し、時機を逸することのないようスピード感を持って施策を進めてまいります。

次に、1月補正における工業技術総合センターへの設備導入についてのお尋ねです。

今回の設備導入では、本県の強みを伸ばして今後成長が期待できると現時点で考えている半導体、フードテック、水素分野における県内企業の取組を後押しすることを想定しております。

次に、どのような技術支援や研究開発支援を行うかにつきましては、例えば半導体分野については、性能が安定した半導体を生産するため、ウエハーの超微細な凸凹形状測定評価、フードテック分野については、高付加価値な酒類やワイン、みそなどの発酵食品の開発に向けた有用酵母の選別、育成、水素関連分野につきましては、水素関連装置に用いる材料の水素耐性評価など、県内企業の研究開発や製品改良を支援することに利用する予定です。

工業技術総合センターのこうした取組は、先ほど申し上げた重点分野における産業クラスターの形成に資するものであり、導入する設備が有効に活用されることで、今後県が策定する地域未来戦略の推進にも大きく寄与するものと考えております。こうした取組が今後国の支援策の呼び込みにつながる基盤となることを期待しております。

次に、フィジカルA Iの県としての捉え方と工業技術総合センターにおける取組についてのお尋ねです。

フィジカルA Iは、多様な産業の生産性向上に資する成長分野であり、深刻化する労働力不足の解消につながる切り札として期待されていると考えております。また、フィジカルA Iには、本県製造業が強みとする高精度センサーやモーター、通信技術などが幅広く活用される可能性を秘めていることから、県内企業にとって大きな成長の可能性につながるものと捉えています。

工業技術総合センターでは、これまでも製造現場におけるA I活用を支援しており、研究会を立ち上げ、A I関連技術の情報提供や共同研究の実施、センターが開発した人を検知できるA Iキットを実際に利用してA Iの有効性を体感してもらう取組などを行ってまいりました。

今回の1月補正予算で導入した急速な成長が見込まれるフィジカルA Iの動向を踏まえたA I協働ロボットにつきましては、ロボットが指先で正確に物を持ち上げることができるためのセンシング技術の開発、協働ロボットを現場で活用するために必要となるA I学習などの技術支援を行うことが可能となり、県内産業におけるフィジカルA Iへの対応が加速するものと考えております。

次に、自立した経営に向けた支援の在り方についてのお尋ねです。

中小・小規模事業者が賃上げや設備投資、事業転換など自立した経営に踏み出すためには、自ら経営戦略・計画を策定し、売上利益目標や必要な取組を明確にした上で融資や補助制度を効果的に活用することが重要です。県では、事業者の経営戦略・計画の策定を後押しするため、中小企業診断士等の専門家の派遣、大手企業の副業・兼業人材の活用に係る費用補助などを実施しております。

また、策定した経営戦略・計画に基づき、賃上げや設備投資、事業転換を円滑に進められるよう、賃上げ環境整備支援事業による生産性向上に資する設備投資、人材育成への補助、中小企業制度資金による省力化投資や新事業展開に必要な資金の提供なども実施しております。

今後は、これらの取組に加え、支援機関等の職員を中小企業診断士として養成し、伴走支援を強化するとともに、金融機関等の職員で構成する長野県価格転嫁サポーターを拡充し、価格転嫁を促進するなど、経営戦略・計画を策定した上で、必要な融資や助成制度の活用、さらには価格転嫁などにより生産性向上に向けた経営改善が進むよう、多面的な支援を展開してまいります。

最後に、中小企業の再生と構造改革についてです。

県産業全体の成長を図るためには、御指摘のとおり、県内企業の大多数を占める中小・小規模事業者の再生と構造改革が不可欠です。その実現に向けては、意欲ある中小企業の成長促進、小規模事業者の持続的な発展支援とともに、再生が必要な企業の早期把握と対応など、企業の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要であると認識しております。

まず、成長意欲の高い中小企業に対しては、新たに売上高10億円突破支援プロジェクトを立ち上げ、売上拡大に向けた設備投資への補助、次世代経営者育成ワークショップや新事業展開に向けた専門家派遣、販路開拓のための展示会出展補助といった多角的な支援により企業の成長を総合的に後押ししてまいります。

また、小規模事業者の支援を担う商工団体等の職員を中小企業診断士として養成し、事業者

が各種支援施策を的確に活用できる環境を整えるほか、税理士等の専門家による定期的な資金繰りモニタリングを必須とする新たな融資制度を創設し、経営悪化の予兆を早期に把握し、迅速な支援につなげる体制を構築してまいります。さらに、事業再生が必要となる場合は、地域の中核企業等とのM&Aや企業名を公表するオープンネーム型の事業承継マッチングを支援するなど、前向きな形での事業再生に取り組んでまいります。

こうした既成概念や従来の枠組みにとらわれない新たな支援策を通じて、中小・小規模事業者の再生と構造改革を着実に進め、県内経済の成長につなげてまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、総合診療医に関する現状と課題、県の取組についてでございます。

総合診療医は、年齢、性別、臓器を問わず、患者の身体的、精神的、社会的問題を包括的に診る医師とされ、医師不足地域や高齢者等の診療において活躍が期待されているところです。平成30年度からは、総合診療専門医が新専門医制度の中に位置づけられ、令和7年現在、全国に937名、そのうち長野県内では23名が登録されております。

県内で総合診療専門医を目指す専攻医として採用された人数はこれまで63人を数え、専門医とともに年々増加しておりますが、県の医学生修学資金貸与医師の配置においては公立病院等からの要望に十分応えられていないのが現状です。

また、総合診療医を目指す際のハードルの一つとして、若手医師からは、比較的新しい専門領域であり、キャリアパスが明確でないことや、身近にロールモデルが少ないという声が聞かれております。そういった課題に対して、県では、医学生や若手研修医向けに総合診療医についての理解を深めるための研修会を開催するほか、総合診療医を目指す県外の医師を対象とした研究資金の貸与制度を設けております。また、国等に対して専門医資格の取得促進に向けたプログラムの見直し等を働きかけているところでございます。

次に、総合診療医の育成に係る施策の今後の方向性についてでございます。

2040年に向けては、高齢化の進展に伴い、総合的な診療能力を有する医師の必要性が一層高まることから、県としては、総合診療医の育成をさらに進めていきたいと考えております。一方で、県内には専門医資格が取得できる認定施設は13病院で、定員は34人となっておりますが、専門医を目指す医師の今年度の採用数は4病院で9人となっております。

総合診療医の育成は、現在、認定施設ごとに独自のプログラムにより行われているため、今後県全体で育成を進めるに当たっては、医療機関の連携や育成後の配置の考え方などについて関係者間で情報共有や整理をしっかりと行う必要があると考えます。このため、まずは認定施設が情報共有する場を今後設定していくとともに、木曾圏域を含む県内全域で総合診療医が活躍

いただけるよう、そのほかの支援についても関係者の意見を聞きながら検討してまいります。
以上でございます。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）それぞれ御答弁をいただきました。

今後も、本県は、人口減少に伴う大きな、また多数の課題に向き合っていかなければならず、歳入構造改革や地域医療体制の整備、そして本県の特性を生かした成長戦略は不可欠だと思います。

本県の強みである豊かな自然や卓越したものづくり、実直な県民性を生かせば、将来への可能性はまだ十分あると考えます。県民が将来に安心と展望の持てるような適時適切な県政運営を求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時10分延会